

平成30年 9 月 21 日（金曜日）

第 3 号

平成30年第3回北海道議会定例会会議録

第3号

平成30年9月21日（金曜日）

議事日程 第3号

9月21日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第22号及び報告第1

号ないし第4号

(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

1. 休会の決定

出席議員 (96人)

議長	101番	大谷	亨	君
副議長	70番	勝部	賢志	君
	1番	浅野	貴博	君
	2番	菊地	葉子	君
	3番	阿知良	寛美	君
	4番	安住	太伸	君
	5番	池端	英昭	君
	6番	川澄	宗之介	君
	7番	小岩	均	君
	8番	内田	尊之	君
	9番	大越	農子	君
	10番	太田	憲之	君
	11番	加藤	貴弘	君
	12番	久保秋	雄太	君
	13番	清水	拓也	君
	14番	千葉	英也	君
	15番	塚本	敏一	君
	16番	道見	泰憲	君

17番	船橋	賢二	君
18番	丸岩	浩二	君
19番	梅尾	要一	君
20番	菅原	和忠	君
21番	中川	浩利	君
22番	畠山	みのり	君
23番	藤川	雅司	君
24番	白川	祥二	君
25番	新沼	透	君
26番	赤根	広介	君
27番	田中	英樹	君
28番	中野渡	志穂	君
29番	佐野	弘美	君
30番	宮川	潤	君
31番	荒当	聖吾	君
32番	安藤	邦夫	君
33番	山崎	泉	君
34番	佐藤	伸弥	君
35番	沖田	清志	君
36番	笹田	浩	君
37番	松山	丈史	君
38番	市橋	修治	君
39番	稲村	久男	君
40番	梶谷	大志	君
41番	笠井	龍司	君
42番	中野	秀敏	君
43番	野原	薫	君
44番	花崎	勝	君
45番	三好	雅	君
46番	村木	中	君
47番	吉川	隆雅	君

48番	吉田祐樹君	87番	吉田正人君
49番	佐々木俊雄君	88番	岩本剛人君
50番	田中芳憲君	89番	遠藤連君
51番	富原亮君	91番	加藤礼一君
52番	八田盛茂君	92番	喜多龍一君
53番	松浦宗信君	93番	竹内英順君
54番	東国幹君	94番	本間勲君
55番	内海英徳君	95番	伊藤条一君
56番	大崎誠子君	96番	川尻秀之君
57番	小畑保則君	98番	神戸典臣君
58番	角谷隆司君	99番	高橋文明君
60番	千葉英守君	100番	和田敬友君
61番	長尾信秀君	欠席議員(1人)	
62番	中司哲雄君	79番	滝口信喜君
63番	藤沢澄雄君	欠員(4人)	
64番	村田憲俊君	59番	
65番	北口雄幸君	69番	
66番	小林郁子君	90番	
67番	橋本豊行君	97番	
68番	広田まゆみ君		
71番	中山智康君	出席説明員	
72番	大河昭彦君	知事	高橋はるみ君
73番	志賀谷隆君	副知事	辻泰弘君
74番	吉井透君	同	窪田毅君
75番	真下紀子君	同	阿部啓二君
76番	森成之君	公営企業管理者	浦本元人君
77番	金岩武吉君	病院事業管理者	鈴木信寛君
78番	池本柳次君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	中野祐介君
80番	須田靖子君	総務部職員監	山岡庸邦君
81番	高橋亨君	総務部危機管理監	橋本彰人君
82番	佐々木恵美子君	総合政策部長	小野塚修一君
83番	三井あき子君	総合政策部 交通企画監	黒田敏之君
84番	星野高志君		
85番	三津丈夫君		
86番	平出陽子君		

総合政策部
空港戦略推進監 豊島厚二君
環境生活部長 渡辺明彦君
環境生活部
アイヌ政策監 長橋聡君
保健福祉部長 佐藤敏君
保健福祉部
少子高齢化対策監 栗井是臣君
経済部長 倉本博史君
経済部観光振興監 本間研一君
経済部食産業振興監 中田克哉君
農政部長 梶田敏博君
農政部
食の安全推進監 甲谷恵君
水産林務部長 幡宮輝雄君
建設部長 岡田恭一君
建設部建築企画監 平向邦夫君
会計管理者
兼出納局長 小玉俊宏君
企業局長 根布谷禎一君
道立病院部長 田中宏之君
財政局長 森隆司君
財政課長 古岡昇君

教育委員会教育長 佐藤嘉大君
教育部長
兼教育職員監 坂本明彦君
学校教育監 村上明寛君
総務課長 山本純史君

選挙管理委員会
事務局長 森弘樹君

人事委員会
事務局長 山口修二君

警察本部長 和田昭夫君
総務部長 池田康則君
生活安全部長 原口淳君
刑事部長 遠堂展義君
総務部参事官
兼総務課長 島村論支敏君

労働委員会
事務局長 成田祥介君

監査委員事務局長 佐藤和彦君

収用委員会
事務局長 木村幸子君

議会事務局職員出席者

事務局長 森田良二君
議事課長 木村敏康君
議事課主幹 本間治君
議事課主査 中澤正和君
議事課主任 小倉拓也君
同 古賀勝明君

午前10時1分開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔木村議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

池本柳次議員

須田靖子議員

高橋亨議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第22号及び報告第1号ないし第4号

（質疑並びに一般質問）

○議長大谷亨君 日程第1、議案第1号ないし第22号及び報告第1号ないし第4号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

佐藤伸弥君。

○34番佐藤伸弥君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、北海道結志会を代表して、道政執行に関する知事の基本的な姿勢と当面する道政上の諸課題について、知事並びに教育長、警察本部長に順次質問してまいります。

初めに、質問に先立ちまして一言申し上げます。

今回の北海道胆振東部地震では、厚真町を中心に、死者41名を出すなど、甚大な被害が発生しております。

被災された皆様に対し、お見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々の御冥福を心よりお祈りいたします。

道には、一日も早い復旧、復興に全力を尽くしていただくよう、お願いをいたします。

また、7月の西日本豪雨や、本道における7月2日から5日にかけての、空知、上川、留萌地方の大雨など、ことしの夏は、豪雨、猛暑、台風、地震が日本列島を襲っております。

我が会派では、7月下旬に、空知管内、上川管内の被災地を訪れ、被災現場をこの目で確かめるとともに、被災者の方々のお話、御要望なども直接お聞きしてまいりましたが、こうしたことを踏まえ、以下質問してまいります。

今回の地震では、本道の電力供給がほぼ全てとまるブラックアウトが発生し、道民生活や経済に大混乱をもたらしました。地震発生時、道内の電力需要の約半分を賄っていた北海道電力の苫東厚真火力発電所の緊急停止により、電力の需給バランスが崩れたことや、東北電力からの電力融通の不調が大規模停電の要因とされております。

北電の幹部は、地震発生当日の記者会見で、そこまで大きい事故は想定していなかったと述べております。

東日本大震災以降、電源集中のリスクは当然意識されていたと考えますが、道民の生命と財産を守るべき責務を負う知事として、今回の事態をどう受けとめ、今後も起こり得るであろう大規模災害時における電力確保にどう取り組んでいかれるのか、伺います。

次に、災害弱者避難支援についてであります。

1人で避難が困難な高齢者や障がい者、外国人など災害弱者への支援は重要な課題であり、西日本豪雨災害では、亡くなられた方々の約7割が60歳以上でありました。

災害弱者避難支援として、国は、東日本大震災後の2013年、災害対策基本法を改正し、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務づけております。現在、道内の全市町村で約32万1000人分が作成されていると承知をしておりますが、制度の周知不足や、個人情報に伴う名簿の管理を負担とする自治組織が多く、余り活用されていない実態が報告されております。

道では、避難行動要支援者名簿の活用促進を含め、災害弱者避難支援にどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、観光への影響についてであります。

道の発表によりますと、このたびの地震による道内産業などの被害額は、9月17日時点で694億円に上り、その内訳は、農林水産業が397億円、観光が292億円などで、いまだに、道路や橋など、算定ができていない被害も多く、今後、被害額が大幅にふえることが予想されます。

特に、知事がリーディング産業と位置づける、宿泊業などの観光への風評被害対策を早急に講じていくことが求められておりますが、どのように取り組まれるのか、知事の所見を伺います。

次に、災害廃棄物処理計画についてであります。

地震や豪雨など大規模災害時には大量に災害ごみが出てきます。廃棄物処理法では、災害ごみの処理は、原則、市町村が担うこととなっており、国では、市町村に災害廃棄物処理計画の策定を求めておりますが、昨年3月時点の策定率は、全国で23.7%、道内では、それを大きく下回る、179市町村中13市町村の7.3%にとどまっております。

道では、ことし3月に北海道災害廃棄物処理計画を策定し、大規模災害時に備え、平常時から広域的な相互協力体制の構築に努めるとともに、道内の各市町村が策定する災害廃棄物処理計画への技術的助言や支援を行うとしておりますが、これまで、相互協力体制の構築にどう取り組み、市町村の計画策定の促進に向け、どう取り組まれるのか、伺います。

次に、社会資本整備と財政健全化についてであります。

道では、平成27年3月に、大規模自然災害から、道民の生命、財産と、本道の社会経済システムを守ることを目標として、北海道強靱化計画を策定するとともに、平成29年3月には、北海道にとって必要な社会資本整備を着実に進めるための指針として、新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針を策定しております。

一方、道財政の状況は、知事も認めているように、平成30年度以降も依然として収支不足が生ずる見込みであり、実質公債費比率や将来負担比率は、都道府県の中でも最悪な高水準で推移しております。

3月に示された、行財政運営方針の後半期の取り組みでは、社会資本整備に必要な投資的経費について、補助事業費は、対前年度比で、平成30年度は3%、31年度は2%、32年度は1%を削減するとしております。

最近の激甚化する気象災害や、高度経済成長期以降に整備したインフラが今後一斉に老朽化する局面を迎え、道民生活の安全、安心を確保しながら道財政の健全化を目指すという難しいかじ取りを迫られていると考えます。

社会資本整備と道財政健全化のバランスをどうとりながら道政運営をしていくのか、知事に伺います。

次に、北海道創生と人口減少対策についてであります。

道及び道内の全ての市町村が人口減少に対する創生総合戦略を策定して、現在、4年目を迎え、来年度の2019年度が5カ年計画の最終年度となるものと承知をしております。

現在の地方創生の取り組みは、日本創成会議の地方消滅という衝撃的な将来予測が大きなきっかけとなり、その危機感のもとに、国においては、地方創生を打ち出し、担当大臣を置いたのが2014年9月で、2015年度から5カ年計画の戦略に着手し、道においても2015年10月に、市町村でも同じ年度内に戦略を全て策定いたしました。

非常に短期間のうちに、地方自治体が、人口ビジョン、地方版創生総合戦略を策定するといった、いわば国主導でせかされた形でスタートした取り組みであったと言えるのではないのでしょうか。

人口減少という構造的な課題に国を挙げて取り組み始めたことには意義があり、この取り組みを一過性のものとしてはならないと考えます。

もちろん、人口減少は、本道にとって待ったなしの喫緊の課題であると同時に、構造的な問題であると言えますが、来年度は、5年間という創生総合戦略期間の最終年度を迎える中、知事は、これまでの地方創生の取り組みについてどのように評価し、また、それを踏まえて、どのように取り組もうとしているのか、伺います。

次に、地方への対応についてであります。

現在の地方創生の現状を見ますと、知事は、人口減少問題を最重要課題として、さまざまな取り組みを進めているものの、全国平均を上回るスピードで人口減少が進んでいる本道の現状に鑑みるに、この深刻な状況の打開には至っていないと言わざるを得ません。

本道においては、地方の市町村から札幌圏あるいは東京圏へという人の流れ、都市部への人口流出が続いております。地域においては、消費や生産といった経済活動の縮小、地場産業の担い手の不足、介護施設や病院の存続が危ぶまれるなど、事態が深刻化しております。

7月に総務省から発表された、住民基本台帳に基づく人口及び人口動態においても、道内の人口は20年連続で減少しており、道外との間では6000人以上の転出超過となっております。

道内の状況を見ますと、札幌市、千歳市、恵庭市といった札幌圏の都市の人口増加が見られる一方、人口減少数が大きいのは、函館市や旭川市、釧路市、小樽市、室蘭市、北見市など、道内の中核的な都市が上位を占めております。

そうした中、市町村がそれぞれ懸命に人口減少対策に取り組んでいるのは承知をしており、また、一部の市町村では社会増に転じているものの、産業構造や教育、医療、福祉などの環境を踏まえると、単独の市町村の取り組みだけではなかなか厳しいところもあるというのが実感であります。

地域の疲弊を目の当たりにすると、道内の人の流れを変え、地域に人を定着させるためには、

道外からの民間活力の積極的な導入や、地域に着目した広域的な取り組みなども必要ではないでしょうか。

道として、人口減少問題に取り組むに当たり、こうした地域単位の施策にもっと力を入れていくべきと考えますが、知事の認識と今後の取り組みについて伺います。

次に、圏域連携についてであります。

地方制度調査会では、総務省の自治体戦略2040構想研究会からの提言をたたき台に、今後さらに深刻化する人口減少に対応するため、複数の市町村で連携して行政サービスを提供する圏域のあり方について検討を始めています。

研究会の報告書では、市町村が全ての行政サービスを担うフルセット主義から脱却して、複数の市町村でつくる圏域単位でまちづくりを進めるよう法制化を提言し、都道府県は、市町村の補完、支援に本格的に乗り出すべきとしております。

市町村連携の取り組みとしては、定住自立圏構想や連携中枢都市圏構想があり、道では、地域の実情、特性に応じた独自の広域連携に取り組むとして、北海道型地域自立圏の形成を打ち出しております。

研究会の提言のポイントは、新たな自治体行政の基本的な考え方として、圏域を法律で位置づける点にあります。全国市長会や町村会からは反発の声も上がっております。

知事は、こうした動きについて、これまでの取り組みとどのように整合性を保ちながら対処しようとするのか、伺います。

次に、交通政策について質問いたします。

まず、公共交通ネットワークについてであります。

道内の地域交通は、JR北海道が、単独では維持することができないとする線区を公表した一方で、バス事業者においても、利用者の減少や運転手不足等による厳しい経営環境となっており、本道の地域公共交通を取り巻く状況はまさに危機を迎えていると言っても過言ではありません。

こうした中、道においては、JR北海道の路線見直しに関する地域との協議に参画し、また、バス事業では、生産性向上と運転手確保などの対策に取り組むなど、北海道交通政策総合指針に基づくさまざまな取り組みを重点的に進めていると承知しております。

しかしながら、今後、北海道の人口はさらに減少することが見込まれ、超高齢化社会の到来が目前に迫る中、広大な面積を有する本道において、地域住民が安心した生活を送るためにも、人々の暮らしを支える上で大変重要な公共交通ネットワークをしっかりと守っていくことが極めて重要と考えます。

道として、北海道交通政策総合指針に基づき、本道の将来を見据えた地域の交通ネットワークの形成に向けた取り組みを推進するに当たり、人口減少や高齢化など、地域の実情に応じた交通体系を再構築していくため、市町村のまちづくりと一体となった地域公共交通網形成計画や再編実施計画の策定を推し進めていくことが求められておりますが、道として、どのように支援し、

推進を図っていくお考えなのか、知事の見解を伺います。

次に、バス事業の活性化についてであります。

昨年度、国においては、バスの運行費等に係る国庫補助の対象経費を削減する案を示すなど、厳しい経営環境にある地域のバス路線の維持さえも危ぶませる方向性を示しましたが、道やバス事業者などの強い反対で、補助対象経費の削減は白紙となったと承知をしております。

J R北海道が、単独では維持することが困難な路線があるとして、地元と協議をしている中、バス路線は、地域住民の生活路線としてますます重要となっております。

こうした中、道では、昨年度、道内のバス事業の生産性向上と運転手確保のモデル事業を実施し、地域住民の大切な交通手段である生活バス路線の維持確保に結びつける取り組みを実施しておりますが、このような取り組みを今年度はどのように発展させ、道内のバス事業の活性化に向けて取り組んでいくお考えなのか、伺います。

次に、物流対策についてであります。

広大な本道において、トラック輸送を初めとする物流は、産業経済にかかわる資材から生活必需品までのあらゆる物資を運んでおり、経済活動や道民生活にとって不可欠なものとなっております。

このような中、ドライバー不足等の課題から、将来において、地域への輸送の確保が困難となっていくことが懸念をされているところであり、今後さらに人口減少が進むと、運送事業者の努力だけでは対応できないことも想定されますが、本道の地方における輸送網の確保に向けて、どのように取り組んでいくお考えなのか、道の所見を伺います。

次に、J R北海道に係る地域の負担についてであります。

先月開催された第3回関係者会議において、国土交通省の蒲生鉄道局長は、関係者による支援、協力について、支援期間を2年間としているのは、国の支援が、国鉄清算事業団の債務等処理法の規定に基づき、鉄道・運輸機構の特例業務勘定を通じて行われており、その支援の期限が、法律上、2020年度までとなっていることを受けたものと説明するとともに、過去の事例を挙げながら、これらについては個別の法的根拠に基づいているものではないということを我々も承知していると述べており、これまでの法律の延長上の支援であれば、地方が負担をする根拠がないことが改めて明白となり、国が示した方針は理解に苦しむところであります。

また、その後開催された地域合同説明会においても、地域の負担、検証のあり方、さらには、J R北海道の経営再生の見通しなどについて、参加者からは疑問や不安の声が噴出したと承知をしております。

知事は、地域の負担について、地域の支援に関し、道民の理解を得ていく上で、負担に関する法的根拠や道内の自治体が負担が可能な支援規模、地方財政措置の内容など、なお整理すべき課題があると考えており、引き続き国に対して説明を求めると述べております。

2019年及び2020年の2カ年で400億円台と言われている国の支援策が、地方自治体の負担を前提としていることを是とされるのか、改めて知事の見解を求めます。

次に、今後の協議の進め方についてであります。

地域との協議について、知事は、関係者会議でお示しいただいた国からの考え方というものを本格的な議論の出発点として、地域での検討協議の場に積極的に参加し、地域の協力、支援のあり方について関係市町村との協議を加速させ、道内における生活の足、観光客の方々の足の確保も含めて、持続的な鉄道網の確立に向けて取り組むと述べられておりますが、具体的な内容が判然としない中、地域との議論をどのように進めていかれるのか、所見を伺います。

また、JR北海道の事業範囲の見直し対象線区における議論はもちろんですが、広大な大地において、つながっていることで特性を発揮する鉄路を維持していくためには、旅客のみならず、貨物も含めた利用促進などについて、全道的な見地からの議論が必要と考えますが、知事の認識と今後の議論のあり方について所見を伺います。

次に、道政の諸課題について伺ってまいります。

まず、観光振興についてであります。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、今後、国内外の障がいのある方々の観光交流が活発になっていくことや、高齢化の進展により、旅行意欲の高い高齢者の増加が予想されております。

道では、ことし7月、バリアフリー観光推進方策を策定し、新たな旅行需要の創出にもつなげたいとしております。誰もが旅行を楽しめる環境づくりは、観光立国を標榜する北海道にとって重要な取り組みであり、方策の着実な推進により、バリアフリー観光施策の効果がこれまで以上に高まっていくことを期待しております。

道では、方策の策定に先立ち、道内における観光関連施設のバリアフリーの現状や取り組み、課題、整備意向等を把握、分析するバリアフリー観光推進方策検討調査事業を実施しておりますが、ここでは、ハード面の整備における費用負担、バリアフリー認定制度等の支援施策、多様な施設環境を可能な限り考慮できるような現場の声を踏まえた施策づくりなどが、道に対する期待として述べられております。

道に対する期待とは裏腹に、平成30年度の観光予算は約21億円もあるのに、バリアフリー観光推進事業費として計上されているのはわずか684万9000円にすぎず、しかも、前年度と比べて減額されております。

このような状況でバリアフリー観光は本当に前進するのか、何とも心もとない気がしますが、実効性のあるバリアフリー観光の推進にどう取り組んでいかれるのか、知事の見解を伺います。

次に、IRについてであります。

カジノを中心とした統合型リゾート——IRの運営ルールを定めたIR実施法が成立したものの、300以上の項目については、今後、国会審議を経ない政省令等で決まることとなり、IRについては、なお多くの疑問や反対の声が残っております。

道では、IRの誘致については、有識者の専門的な意見を聞いて基本的な考えを取りまとめるとして、観光や地域経済、ギャンブル依存症などの専門家9名から成る懇談会を設置し、これま

で2回の会合を重ねてきております。

懇談会をめぐるっては、メンバーの人選について疑問視する向きもありますが、知事は、懇談会の冒頭、誘致の判断に当たっては、スピード感を意識しつつも、専門家の知見を踏まえながら、しっかりとした検討が必要、意見を聞きながら道の考えを取りまとめたたいと挨拶されております。

また、7月の記者会見で、報道陣からの質問に、一定の対応をすることによって、その比率を減らしたという事例もあり、そういったところの勉強もしなければならないし、国で行われるであろうギャンブル依存症対策に道として加えて何ができるか、ギャンブル依存症というのは病気だと思いますので、特に、道民の方々の健康を維持するために、我々として独自に何ができるのかという議論も必要とお答えになっております。

第3回の懇談会では、社会的影響対策の方向性をテーマに議論されるそうでありますが、道民の懸念であるギャンブル依存症に対する対策について、たった二、三時間程度の会議でどこまで掘り下げた議論ができるのか、疑問です。

道として、独自のギャンブル依存症対策についてはどのように検討を進めていかれるのか、所見を伺います。

また、大阪府、愛知県、和歌山県、長崎県等で誘致の検討が進められておりますが、当面、設置が認められるのは3カ所までであります。誘致に積極的な大阪府の松井知事は、設計から建設まで4年半はかかる、2019年には具体的な設計に入るスピード感が必要と強調されております。

誘致するためには、事業者と整備計画を作成し、議会の同意を得て国に提出する必要があると思いますが、その前提として、知事の判断がなければ、議論が前に進みません。

国は、2019年の夏ごろ、I R整備についてまとめた基本方針を示す予定と承知しておりますが、国や他府県の動向を踏まえ、知事の意味決定のタイムリミットはいつと考えられているのか、伺います。

次に、新たな税源確保策についてであります。

新たな税源確保策については、これまで幾度となく知事の見解をお聞きしてまいりましたが、全くと言っていいほど、生産的なお答えはいただけませんでした。

倶知安町では、来年11月から税率2%の宿泊税を徴収する条例案を町議会に提案したと承知しております。

知事も、いたずらに時間を費やすことはやめ、はっきりとした方針を速やかに表明されるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、北海道経済の活性化について伺います。

まず、外資誘致支援についてであります。

外資による対日投資残高は、2016年度末時点で27兆8000億円に上り、また、外資系企業の8割超が、東京都、神奈川県、大阪府で占められております。

国では、法人税率の引き下げや政府系金融機関による低利融資など、海外から地方都市への投

資を促すための支援策を2018年中に取りまとめるとしております。

外資誘致については、北海道総合計画やグローバル戦略で、本道の優位性を生かしてその推進を図るとしてありますが、どのような産業や地域を対象に、どう戦略的に本道への投資拡大を図るのか、判然といたしません。

経済産業省では、本年度、外国企業の誘致に意欲的な自治体を支援する新たな仕組みを創設し、第1弾として、福島県、茨城県、福岡県のほか、大阪市を認定しております。

本道への投資実績及び新たな支援制度の活用を含め、今後の拡大戦略について伺います。

次に、環境産業の振興についてであります。

北海道環境産業振興戦略では、環境産業を、経済活性化に向けた推進エンジンの一つとして育成振興を図るものとし、スマートコミュニティー関連、リサイクル関連、省エネルギー関連を重点的分野として設定し、取り組みを進めており、北海道におけるSDGsの推進にも大きく貢献するものと考えます。

第2期戦略の計画期間は平成28年度から32年度までで、今年度が中間年度に当たりますが、第1期戦略を策定してからは7年が経過しております。

道では、これまでの取り組みの成果や課題をどう認識し、第2期戦略の後半にどうつなげていこうとされるのか、伺います。

次に、医療政策について伺います。

まず、在宅医療についてであります。

自宅等の生活の場で医療が受けられる在宅医療は、ニーズが大きく、医療費の抑制にも貢献するにもかかわらず、体制整備がおくれております。

人生の最終段階も含め、24時間体制で患者の急変等に対応できる在宅療養支援診療所・病院は、道内では、その約52%が札幌圏に集中し、1カ所もない空白地が108市町村もあります。

3月に策定した北海道医療計画では、積雪寒冷地で広域分散型の本道において、在宅医療の提供体制の整備にはさまざまな課題があり、あらゆる地域で在宅医療を等しく推進していくことは現実的ではないとしつつ、数値目標では、機能強化型の在宅療養支援診療所・病院のある第2次医療圏を、現在の12から、全ての21医療圏に広げることとしております。

今後、体制整備に向け、どのような対策を講じながら医療圏の拡大を図るのか、所見を伺います。

次に、周産期医療についてであります。

少子化対策としても地域医療対策としても、周産期医療の確保は道政の重要な課題であります。

道内の周産期医療体制として、総合周産期母子医療センターは6カ所、このうち、旭川厚生病院と北見赤十字病院は、国が定める一定の要件を満たしていないため、道独自の認定となっております。また、地域周産期母子医療センターは、第2次医療圏で30カ所が認定されておりますが、うち、3カ所は分娩休止となっております。

このように、道内の周産期医療体制が万全とは言えない原因としては、何より、産婦人科医の絶対数が不足していることがあると考えますが、全国と比較して本道の産婦人科医が著しく不足している原因について、平成28年4定で、広域分散で医療資源が偏在する本道における厳しい勤務環境や重い負担などが背景にあるとの認識を示しております。

確かにそのとおりではありますが、この間、道として、産婦人科医の厳しい勤務環境の緩和や負担軽減にどう取り組んでこられたのか、また、道内のどこに住んでいても安心して子どもを産める体制の整備に向けての今後の課題及び取り組み方策について伺います。

次に、子どもの安全、安心の確保について伺います。

まず、児童相談体制の充実についてであります。

親の面接拒否や、自治体間の児童相談所の引き継ぎの不足の末に、当時5歳の少女が犠牲になった東京都目黒区の事件を教訓に、政府は、慢性的に人手不足となっている児童福祉司を2022年度までに約2000人増員すること、緊急性が高い場合には、ちゅうちょなく家庭への立入調査を実施することなどを柱とする新たな児童虐待防止対策を決定いたしました。

また、厚生労働省は、危険な兆候を見逃さずに迅速な虐待対応につなげることを狙いに、市町村と児相に専用端末を置き、乳幼児健診や転居などの情報を随時に入力し、閲覧できるシステムを導入するとともに、子どもの虐待の通報や相談を24時間受け付ける全国共通ダイヤル189——「いちはやく」の通話料を無料にする方針を決めたと報じられております。

我が会派では、第2回定例会でも、児童虐待防止の観点から、児相の体制強化について知事に伺いましたが、平成29年に道警と締結した、児童の安全確保に向けた情報共有等に関する協定の実施状況の点検を行っている、虐待防止に向けた専門研修の充実など、児相機能の強化に努めるとお答えになっております。

協定の実施状況の点検は終えたと思っておりますが、国の新たな虐待防止対策などを踏まえ、知事は、具体的にどのように児童相談体制の充実強化を図るのか、伺います。

また、新たな防止対策では、児相と警察による虐待情報の全件共有は見送られておりますが、埼玉県では、管轄する7カ所の児相が把握した虐待情報を全て電子データ化し、県警と共有する取り組みを8月から始めていると承知しております。

本道でも速やかに全件共有化をすべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、里親制度、特別養子縁組制度についてであります。

何らかの事情で生みの親のもとで育つことができない子どもたちの約4万6000人のうち、約85%が乳児院や児童養護施設などの施設で暮らしています。

知事は、ことしの年頭の記者会見で、より家庭に近い環境の中でお子さんを養育することが可能な里親制度にも大変期待をしており、こういった方面の対策も進めていきたいと述べられております。

道内で里親として登録されている780組のうち、実際に子どもを預かっているのは、2017年3月末現在で315組、割合にして40.4%となっており、この割合は、2010年度の48.9%から年々減

少を続けております。

里親には養育費が手当として支給されておりますが、受け入れ割合の減少の要因をどう分析し、どう対処されているのか、伺います。

また、保護者がいない子どもや、実の親による養育が困難な子どもに温かい家庭を与え、子どもの健全な育成を図る仕組みとして、特別養子縁組制度があります。

養子縁組のあっせん事業は許可制となっており、全国で29機関、道内では札幌市と旭川市の2病院が事業を行っております。

道内における2012年から2016年までの過去5年の平均年間成立件数は24件であります。国は、特別養子縁組の年間成立数を、現状の500件程度から、5年以内に倍増させて1000件にする計画を発表しております。

特別養子縁組は、里親と違い、公的支援がなく、子どもに出自を伝える判断など、養親特有の不安や悩みは深刻で、相談できる場などを求める声が出ております。

養親を継続的にサポートする公的な支援体制づくりが必要と考えますが、知事の見解を伺います。

次に、北海道障がい者条例、地域づくりガイドラインについてであります。

道では、障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するため、北海道障がい者条例に基づき、相談支援体制づくりなど、市町村が行うことが望ましい事項を地域づくりガイドラインとして策定しております。

今定例会の前日委員会に、平成24年度のガイドラインの改正以降に施行された総合支援法、差別解消法などの社会情勢の変化や、今年度からの第5期北海道障がい福祉計画、新たに制定された、北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例などについて、ガイドラインに反映させるとして、改正ガイドライン案が示されました。

社会情勢の変化に適切に対応し、ガイドラインについても不断に見直すことは重要なことで、速やかに実施されることを希望いたしますが、例えば、飲食店への盲導犬の同伴がいまだに断られるケースもあり、ガイドラインが市町村でどの程度活用され、障がい者の方々が暮らしやすい地域づくりに役立っているのか、疑問なしとは言えません。

道では、活用状況をどう把握し、改正ガイドラインの浸透にどう取り組まれるのか、伺います。

次に、地球温暖化対策についてであります。

国は、ことし6月に閣議決定した未来投資戦略2018で、パリ協定に基づく長期戦略を策定するとして、先月、金融界、経済界、学界などの有識者を集めた懇談会議を設置しております。

パリ協定では、各国は2020年までに長期戦略を国連に提出することとなっており、国は、来年6月、大阪市で開く主要20カ国・地域首脳会議までに、懇談会議からの提言を受け、長期戦略を取りまとめる予定と承知しております。

現状の対策の延長では、今世紀末時点で世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2度

以内に抑えるという目標の達成は難しいと言われる中、環境省では、温暖化対策を怠った未来を描いた動画「2100年未来の天気予報」を制作し、ホームページでも公開しております。

ここでは、札幌でも、30度以上の真夏日が40日になり、最高気温は41度に上昇するとされております。

道は、昨年の第1回定例会で、現在の地球温暖化対策推進計画の見直しを進めており、新たな計画に基づき、地域特性に応じた地球温暖化対策に地域から積極的に貢献していくと述べられておりますが、いまだに推進計画の改正は行われておりません。

道としてどのように目標達成に貢献していこうとするのか、所見を伺います。

次に、地域気候変動適応計画についてであります。

気候変動適応法が成立し、都道府県や市町村については、地域気候変動適応計画の策定と地域気候変動適応センターの設置が努力義務として規定されました。

道では、気候変動の影響への適応を進めるため、基本的な考え方を示す、北海道における気候変動の影響への適応方針を今月決定し、地域計画の策定やセンターの設置等については、12月に法が施行されることから、国からの通知等を踏まえて今後検討する方針と聞いております。

環境省では、平成28年8月に、地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドラインを示しておりますし、道の適応方針もできたのに、今後、国の通知等を待って地域計画の策定を検討するというのは、いささかスピード感に欠けると感じるのは私だけでしょうか。

策定の予定時期を明確にして、速やかに策定作業に着手すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、アイヌ政策について伺います。

まず、民族共生象徴空間についてであります。

内閣府は、ことしの6月から7月にかけて、アイヌ政策に関する世論調査を実施しております。公表された結果によりますと、アイヌ民族を「知っている」と答えた人は94.2%で、道内に限ってみると、98.7%が知っているとのことであります。

一方、アイヌ文化の復興と理解促進を目的に整備し、年間で100万人の来場目標を掲げる民族共生象徴空間については、「知らなかった」と答えた人は、全国では約90%、道内では約60%となっており、2020年4月の一般公開を控え、認知度の低さが改めて浮き彫りにされております。

内閣官房アイヌ総合政策室では、オープンまでの間に知ってもらえるよう、宣伝活動をしっかりやっていきたいとしているものの、これまでどおりの発信方法でいいのか、国や関係機関が考え、戦略を立て直す必要があるとの声もあります。

道では、ことしの機構改革でアイヌ政策監を新設するとともに、道内外で伝統舞踊を披露するなど、事業を進めることとして、約4億円を計上しておりますが、民族としての認知度は高いにもかかわらず、民族共生象徴空間については全国的にはほとんど知られていない現状を知事はどう認識され、年間の来場者100万人を目指して、どのように道筋をつけていこうとされるのか、所見を伺います。

次に、アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策等についてであります。

道では、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上を図り、もって、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会を実現することを目的に、現在、第3次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策に沿って、教育の充実や生活の安定などの施策に取り組んでいると承知をしております。

これまで、アイヌの人たちの社会的・経済的地位は具体的にどの程度向上したと認識されているのか。また、国では、民族共生象徴空間の整備とともに、2020年までにアイヌ民族に関する新法を制定するための作業を進めておりますが、道は、アイヌの人たちの要望や意見をどのように吸い上げ、新法に反映させるつもりなのか、所見を伺います。

次に、農林水産業について伺います。

まず、重要病害虫についてであります。

近年、地球温暖化による異常気象により大規模な農業災害が発生し、地域では、農地の復旧などに大変な御苦勞をされている一方、これまで発生がなかった重要病害虫の侵入等による農業への影響が危惧されているところであります。

また、海外からの観光客の増大は、道内経済の起爆剤にもなっておりますが、反面、人や物資の移動に伴う重要病害虫の侵入の可能性もあり、大変心配されているところであります。

重要病害虫は、一度発生すると、農業経済への影響はもとより、本道の基幹産業である農業全体にも影響を及ぼすことから、常に、重要病害虫に対する危機意識を持った対応が求められております。

私の地元の網走市では、平成27年に、国内で初めて、重要病害虫であるジャガイモシロシストセンチュウが確認されたことから、現在、関係機関・団体が連携し、センチュウの密度低減効果がある土壌消毒と対抗植物の組み合わせにより、センチュウの根絶に向けた防除が行われております。

ジャガイモシロシストセンチュウの発生は、地域におけるバレイショ生産の減退を招くばかりか、輪作体系が崩れるなど、本道の畑作生産に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、国から示された防除期間内で、センチュウの根絶と蔓延防止に向けて、関係機関・団体としっかり連携しながら取り組むことが重要と考えますが、国から、植物防疫法に基づく協力指示を受けている道として、今後、どのように緊急防除に対応されようとしているのか、今後の見通しについて伺います。

次に、クロマグロの資源管理と漁業経営の維持についてであります。

太平洋クロマグロは、資源減少への懸念から、国際的な枠組みのもとで国別の漁獲枠が設定されており、資源の保存管理を議論する中西部太平洋まぐろ類委員会——WCPFCの北小委員会が、今月の4日から7日まで、福岡市で開かれました。

国は、この会議に、太平洋のクロマグロ資源量は回復傾向にあるとして、各国・地域の漁獲量の上限を現行より15%拡大する提案を行ったところでありますが、合意に至らず、12月に開催さ

れるWCPFC年次会合において再度議論されることとなりました。

また、国内における来年3月までの漁獲枠配分をめぐるっては、沿岸漁業者などの反発があり、国は、過去3年間の漁獲実績に基づき、はえ縄漁業、一本釣り漁業や定置網漁業に追加配分を行ったほか、水産政策審議会にクロマグロ部会を新設し、来期以降の漁獲枠配分の方針を、漁業者の意見も聞きながら、10月を目途にまとめる予定と承知しております。

クロマグロについては、資源回復に取り組む必要がある一方で、マグロを採捕する本道の漁業者の経営維持も考慮しなければなりません。

道では、クロマグロの資源管理と漁業経営の維持についてどう認識し、今後、どのように取り組んでいかれるのか、所見を伺います。

次に、教育行政について伺います。

まず、特別支援学校についてであります。

全国特別支援学校長会が実施した実態調査で、特別支援学校の4割がスポーツの部活動やクラブ活動を行っていないことが明らかになりました。

東京パラリンピックを2年後に控え、国は障がい者スポーツの普及を図っておりますが、専門知識を持つ指導者や用具、施設が不足し、裾野が広がっておりません。

道内の特別支援学校でスポーツ系の部活動があるのは、全国平均の59%を13ポイント下回る46%にとどまっており、その理由として、専門家は、人口密度が低いこと、学区が広く自宅が遠いこと、障がい者スポーツができる環境が地域にないことを挙げております。

本道特有の事情があるにせよ、北海道総合計画では、「スポーツ活動やレクリエーション活動など、障がいのある方々が社会参加しやすい環境の整備を促進します。」としておりますし、北海道総合教育大綱では、「スポーツ王国北海道の実現に向け、地域が一体となって取り組むスポーツ活動の振興」をうたっております。

教育長は、特別支援学校におけるスポーツ活動の実態をどう認識し、今後、どう対処されるのか、伺います。

次に、道徳教育についてであります。

教科外活動だった小学校の道徳が4月から正式な教科となって、最初の1学期が過ぎました。

従来の道徳の授業は、わかり切ったことを言わせたり書かせたり、読み物教材の登場人物の心情の理解のみに偏った指導だったりしたため、形骸化しているとの批判があったこともあり、文部科学省は、「考え、議論する道徳」をキーワードに、質的転換を図ることとしていると承知しております。

しかし、学校現場では、「考え、議論する道徳」を目指す余りに、議論が自己目的化した授業も見受けられるとの指摘があります。

道教委では、これまでも、道徳教育の改善に係る各種の施策に取り組んできたものと考えておりますが、「考え、議論する道徳」の実現に向けた課題をどう捉え、今後、どのように取り組まれるのか、伺います。

最後に、公安問題に関し、暴力団対策について伺います。

最近の暴力団は、社会から暴力団を排除する機運の高まりや、暴力団対策法、北海道の暴力団排除条例の施行、暴力団犯罪の取り締まりなどによって打撃を受けている一方で、恐喝や薬物密売など、古くから行われている犯罪に加え、特殊詐欺やナマコの密漁など、社会情勢の変化に敏感に反応して、数々の違法行為をしているものと承知しております。

今後、北海道は、道内空港の運営の民営化、民泊の拡大、国内外からの観光客の増加に加え、カジノを中心とした統合型リゾートの誘致が議論されるなど、社会情勢が大きく変わる要素があり、暴力団組織が、そのようなところに目をつけ、社会経済活動に介入してくることが懸念されます。

道内における暴力団の現状と今後の対策について、警察本部長に伺います。

以上で、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）北海道結志会、佐藤議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、私の基本姿勢に関し、まず、電力供給についてであります。このたびの北海道胆振東部地震に伴い、一時、北海道全域に及んだ停電により、道民の皆様方の暮らしや産業活動は重大な影響を受けたところであり、道民の生命、財産を預かる知事として、極めて深刻な事態と受けとめているところであります。

現在、関係者が一丸となって、設備の復旧や節電など、あらゆる対策に取り組んでいるところであります。電力事業者としての北電の責任は極めて重いものと考えているところであります。

さきの世耕経済産業大臣との面談では、今回の震災によって大規模停電が生じた原因の分析を行った上で、国と道が協力してエネルギー供給の強靱化に取り組むことを確認したところであり、道といたしましても、こうした事態を再び生じさせないよう、国との連携のもと、しっかりとした検証を行い、暮らしと経済の基盤であるエネルギーの安定確保に向けて取り組んでまいります。

次に、観光への風評被害対策についてであります。宿泊施設を初めとした本道の観光産業においては、地震後の全道域での停電やライフラインの寸断等により、大量なキャンセルの発生などの甚大な影響が生じたところであり、これから本格的な秋の行楽シーズンを迎える中、風評被害などによる観光客の減少を最小限とするため、喫緊の対策が必要と考えるものであります。

このため、道といたしましては、国内外の観光需要を早急に喚起するため、旅行代金の割引制度であるふっこう割の導入を初め、集中的な観光プロモーションなどに対する強力な支援を国に対して要請するとともに、道内観光の安全性などを理解していただくため、先般、私からのメッセージを出したところであり、引き続き、正確な観光情報を発信していくほか、旅行博や商談会などのさまざまな機会に本道観光をPRするなど、誘客の一層の促進に向けて、全力で取り組んでまいります。

次に、地域創生に向けた取り組みについてであります。道では、人口の長期的展望に立っ

て、創生総合戦略に基づき、市町村との連携のもと、子育て環境の整備や地域資源を生かした産業の振興など、各般の施策に取り組んできており、一部に、人口減少数の緩和などの成果があらわれているところであります。

しかしながら、依然として厳しい地域の実情を踏まえた、自然減、社会減の両面に対するさらなる取り組みが必要と認識をいたします。

道といたしましては、戦略の推進期間の最終年度を迎える来年度に向けて、これまでの施策の推進状況を踏まえ、持続可能な地域づくりが図られるよう、市町村との連携を強め、働く場の確保や、移住、定住の促進など、地域の特性、実態に即した各般の施策を全力で推進してまいりたいと考えております。

次に、地域における施策の展開についてであります。広域分散型の特性を有する本道では、経済社会面で一定のつながりがある近隣の市町村が連携することで、観光や移住など、さまざまな分野での取り組みにおいて、より大きな成果が期待できるものと認識をしております。

道では、これまで、広域的な観光DMOの設立支援や、複数の振興局エリアを対象とした移住・定住プロモーション、スポーツ施設など、共通の地域資源を有する地域間連携に向けた助言や調整を行ってまいったところであります。

今後は、こうした地域のプロジェクトについて、これまでの取り組みにより築いてきた企業との関係を生かした民間活力の導入への支援のほか、創生協議会の構成団体である金融機関のネットワークなども活用して、広域連携のコーディネートなどに努め、地域への人の流れや仕事を創出するなどの取り組みを加速してまいりたいと考えております。

次に、乗り合いバス事業の活性化についてであります。本道の乗り合いバス事業者は、利用者の減少に伴う収益の悪化に加え、運転手の不足や高齢化といった課題を抱えているところであり、大変厳しい経営環境にあると認識をいたします。

このため、道では、昨年度、有識者や関係団体などで構成する乗合バス活性化戦略会議を設置し、バス事業者や市町村などと連携協力しながら、路線バス乗り放題パスポートの導入や、運転体験と就職相談会をセットにした運転手確保対策などのモデル事業を実施いたしましたところであります。

道といたしましては、地域交通の確保に向け、運転手採用担当者を対象としたセミナーの開催のほか、事業者間の連携を加速しながら、路線バス乗り放題パスポートの対象路線の拡大や、モデル事業を道内6圏域に広げて実施するなど、バス事業活性化の取り組みを着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、物流対策についてであります。人口減少や高齢化の進展により、運送事業者を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、将来にわたり安定的な輸送を確保していくためには、事業者のみならず、自治体や関係団体など、多様な主体が一体となって、人材の確保、生産性の向上など、物流をめぐる課題の解決に向けて取り組むことが重要であります。

道といたしましては、国や関係団体と一層の連携を図り、長時間労働の是正といった就業環境

の改善を初め、女性、若者などの多様な人材の活躍に向けた取り組みのほか、過疎地域における安定的な輸送の確保に向けて、宅配事業者と連携して共同輸送のモデル事業を行うなど、暮らしや産業経済を支える持続可能な物流ネットワークの形成に向けて、積極的に取り組んでまいります。

次に、J R北海道の問題に係る今後の対応についてであります。国が示した、J R北海道に対する支援の考え方については、J R北海道に対する国の責任や地域としての負担に関し、沿線自治体の皆様方からもさまざまな指摘が出されたところであり、道民の皆様の理解を得ていく上で整理すべき課題があると認識いたします。

また、本道の持続的な鉄道網の確立に向けては、道の交通政策総合指針の考え方にに基づき、J R北海道を初め、国、道、市町村などの関係機関が、利用促進策などの効果や課題等を踏まえながら、収支改善に向けた取り組みを一体となって推進していく必要があると考えているところであります。

道といたしましては、J R北海道の経営再生に対する考え方などについて、改めて国に詳細な説明を求めるとともに、J R北海道に対しても、震災による経営への影響も踏まえた収支見込みを含めた経営再生の見通しの修正案を次回の関係者会議において提示するよう求める考えであり、道といたしましては、こうした情報を地域の検討協議の場に提供しながら、地域の実情や意見を踏まえた支援制度が構築されるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、I Rの誘致の検討などについてであります。ギャンブル依存の影響等が懸念されているカジノについては、I R整備法のもとで、他国やほかの遊技等に比べて厳格な規制が設けられておりますが、道といたしましても、新たな依存症のリスクを最小化するための対策や、既存のギャンブル等を含めた総合的な取り組みを推進し、依存問題で悩まれる方を1人でも少なくすることが重要と考えるものであります。

私といたしましては、こうした観点から、今後、専門家の御意見も十分に伺いながら、効果的な依存症対策の方向性などについて検討を進めるとともに、国における政省令や基本方針など、制度設計の動向も見きわめながら、誘致について、スピード感を持って適切に対応してまいります。

次に、海外からの投資の促進についてであります。海外からの投資を本道経済の活性化に結びつけていくためには、本道が有する優位性を生かしながら、地域におけるまちづくりと調和した投資を促進していくことが重要であります。

このため、道では、ASEAN地域や香港、台湾など、インバウンドを通じて、本道への関心が高い地域を中心に、食、観光などの強みや道内の投資環境に関する情報発信、投資家の本道への招聘、さらには、市町村における研修会の開催による地域の受け入れ体制の強化に取り組んでおり、近年、道央圏を中心に、ホテルや旅行、貿易といった分野への投資が進みつつあるところであります。

今後とも、国の支援制度の活用も視野に、ジェトロや市町村に加え、これまで誘致を行った外

国企業との連携を強化しながら、海外からの投資を道内の各地に呼び込み、本道の産業や地域の発展につなげてまいりたいと考えています。

次に、在宅医療についてであります。積雪寒冷で、広大な面積を有し、医療資源が偏在する本道においては、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、地域の実情を踏まえつつ、在宅医療の提供体制を充実する必要があるものと認識いたします。

このため、道では、新たに在宅医療に取り組む医師の育成に向けて、在宅医療の経験が豊富な医師とのグループ診療を支援するとともに、看護師等に対し、在宅医療に必要な研修を行うなどして人材育成を進め、全ての2次医療圏で機能強化型の在宅医療支援診療所等の整備を目指すなど、地域における在宅医療提供体制の確保に努めてまいりたいと考えています。

次に、子どもの安全、安心の確保に関し、虐待対応の強化についてであります。児童虐待は、大切な命を脅かす、決してあってはならない、子どもへの重大な人権侵害であり、道では、東京都内で発生した痛ましい虐待事案を受け、道警察と児童相談所の情報共有の点検を行い、提供する情報の範囲について、さらなる明確化が課題として挙げられたところであります。

道といたしましては、虐待の未然防止や早期対応の強化を図るため、警察との合同研修の充実のもと、警察との情報共有を一層密にする必要があると考えるものであり、重大な虐待事案は必ず警察と情報共有するとした国の緊急対策も踏まえつつ、現在、道警察と児相において、全ての虐待事案について情報共有する仕組みを協議しているところであり、今後とも、子どもの安全確保に万全を期してまいります。

次に、地球温暖化対策に関し、道の取り組みについてであります。国においては、平成28年5月に閣議決定した地球温暖化対策計画の中で、2030年度に温室効果ガスを26%削減する中期目標や、2050年度に80%の削減を目指す長期的な目標を掲げ、先月からは、パリ協定に基づく長期戦略の策定に向け、有識者による議論を開始いたしましたところであります。

道といたしましては、こうした国の動きを注視しながら、地球温暖化対策推進計画の見直しを進める一方、道民や事業者など、多様な主体との連携協力のもと、本道の豊富な再生可能エネルギーや森林、農地などのポテンシャルを最大限に生かし、低炭素な地域づくりといった緩和とともに、新たに策定した、北海道における気候変動の影響への適応方針に基づき、道民生活や産業への影響を回避、軽減する適応に取り組み、我が国の地球温暖化対策に積極的に貢献をしてまいりたいと考えています。

最後に、民族共生象徴空間についてであります。道では、これまで、ポスターやリーフレットの作成のほか、全国知事会議を初めとしたさまざまなイベントにおいて、官民応援ネットワークに参画する企業等の皆様方の御協力を得て、PR活動を行ってきたところでありますが、このたび内閣府が公表した世論調査結果を踏まえ、道内外において一層の情報発信が必要と認識をするものであります。

今年度、全国的に著名な方にアンバサダーとして就任していただき、道内外でPRキャラバンを実施するとともに、本年12月の開設500日前カウントダウンイベントでは、象徴空間の愛称を

発表するなど、より多くの皆様方に知っていただくよう、取り組みを強化してまいる考えであります。

さらには、旅行事業者や教育関係者を対象としたセミナーの開催のほか、北海道の強みである食や観光とも連携した海外でのプロモーションなど、引き続き、官民が一体となって積極的なPR活動に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事辻泰弘君。

○副知事辻泰弘君（登壇）災害対策などについてお答えします。

まず、要支援者の避難支援についてであります。7月の豪雨災害で避難所を開設した道内の自治体では、避難行動要支援者名簿をもとに、高齢者や障がいのある方などの避難を進めたものの、町内会など、近隣の支援者との連携が必ずしも十分ではない自治体もあったと承知しております。

このため、道では、より迅速かつ確実な避難が進められるよう、7月末に、改めて、全ての市町村に対し、本名簿の効果的な活用を促す通知を行うとともに、先月から今月にかけて、今回、避難勧告等を発令した地域など、21市町村に職員が直接出向き、実情把握や意見交換を行っているところであります。

道といたしましては、今後とも、各種研修会や直接訪問させていただく機会などを通じ、名簿を活用した支援者との連携方法等について、先進事例を紹介するなど、市町村に助言を行い、地域とともに、要支援者の避難対策に万全を期してまいる考えであります。

次に、北海道経済の活性化などに関し、環境産業振興戦略の取り組みについてであります。道では、戦略に基づき、本道の技術シーズを活用した製品開発などを支援してきたところであり、これまで、スマートコミュニティー関連では、ネットゼロエネルギーハウスの開発、リサイクル関連では、製糖工場のボイラー燃焼灰の路盤材への活用、省エネルギー関連では、温泉水や河川の未利用エネルギーの活用など、積雪寒冷地ならではの取り組みが進んできているところであります。

一方、道内企業は、総じて規模が小さく、開発コストの低減や高付加価値化など、収益力の向上、販路を切り開く力など、事業展開力の強化に課題を有しているところでございます。

今後、有識者の意見も伺いながら点検評価を進め、引き続き、企業間連携への支援や、取り組みの段階に応じたきめ細やかなサポートのほか、全国的な商談会への出展を初め、人材育成や技術開発への支援などにより、本道の強みを生かした環境産業の振興に取り組んでまいる考えであります。

次に、医療政策に関し、周産期医療体制の確保についてであります。産婦人科医師は、24時間体制の対応が求められるなど、厳しい勤務環境にあり、一部の周産期母子医療センターでは、医師を確保できず、分娩を休止するなど、地域の周産期医療体制の確保は大変厳しい状況にある

と認識しております。

このため、道では、産婦人科医師の確保と勤務環境の改善を図るため、平成28年度に、3医育大学と、地域周産期医療の確保に関する協定を締結し、産婦人科医師の全科当直業務の免除や医療クラークの導入に対する支援など、医師の負担軽減を図ってきたところであります。

今後、これらの取り組みに加え、産婦人科を志望する医師をふやすよう、医育大学の産婦人科講座に対する支援を行うとともに、地域枠制度による産婦人科医師の配置を行うなどし、医師の確保に努め、医育大学との連携を一層図りながら、地域における分娩体制を維持してまいる考えであります。

次に、子どもの安心、安全の確保に関し、里親及び特別養子縁組についてであります。虐待等により家庭での養育が困難な子どもは、その育ちを保障する観点から、里親や特別養子縁組を初め、児童養護施設など、一人一人に適した社会的養護による支援が重要であると認識しております。

こうした支援が必要な子どもは減少傾向にあるものの、道では、より家庭に近い養育環境の充実に向け、里親制度の啓発や関係団体への支援を行ってきたところであり、里親の数は年々増加しているところであります。

道といたしましては、子どものニーズに合った質の高い里親養育体制を確保するため、里親の方々への研修や相談対応を引き続き行うとともに、本年4月に養子縁組をあっせんする機関に義務づけられた相談支援の対応状況を把握しながら、養子縁組をされた方々が安心して子育てができるよう、必要な対応について検討してまいる考えでございます。

次に、障がい者条例、地域づくりガイドラインについてであります。道では、21の障がい保健福祉圏域ごとに配置している地域づくりコーディネーターが、全ての市町村に伺うなどし、ガイドラインに基づく取り組みについて、現状の把握やさまざまな助言などを行い、きめ細やかな支援に努めているところであります。

今般改定を行うガイドラインの内容につきましては、新たに、振興局、市町村、コーディネーター等で構成する障がい福祉計画圏域連絡協議会の場において周知を図り、意見交換を行うこととしているところであります。

また、市町村におきましては、ガイドラインの趣旨を踏まえ、地域に暮らす方々の理解を深め、協働しながら、地域が一体となって取り組むことが大切でありますことから、地域の実情に応じ、課題解決に向け、コーディネーターとの一層の連携を図り、障がいのある方々が安心して暮らすことができるよう支援してまいる考えでございます。

最後に、農林水産業に関し、クロマグロの資源管理などについてであります。太平洋クロマグロの資源水準は、近年、低位にあることから、資源を持続的に利用していくため、国際合意に基づき、関係各国が協調し、資源の回復に向け、漁獲の抑制に取り組んでおりますが、資源が回復するまでには一定の期間を要するため、資源管理とあわせて、漁業者の経営安定が重要と認識しております。

このため、道といたしましては、漁業者の経営対策として、漁業共済制度と収入安定対策への加入促進や金融支援策の充実、さらには、他種漁業への参入を促すとともに、国に対し、沿岸漁業に配慮した漁獲枠の配分や、長期休漁に対する支援制度の創設を要望するなど、資源管理に取り組む漁業者が将来に希望を持って漁業が続けられるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事窪田毅君。

○副知事窪田毅君（登壇）人口減少対策などについてお答えをいたします。

まず、圏域連携に関し、新たな自治体行政のあり方などについてでございますが、国では、急速な少子・高齢化や人口減少などを見据えた将来の自治体の姿を検討するため、総務省の有識者研究会がまとめた、圏域連携の法制化といった、新たな自治体行政の基本的な考え方などの提言をもとに、諮問機関である地方制度調査会を設置し、2年以内の答申を目途に、議論が開始されたものと承知をいたしてございます。

道といたしましては、こうした国の動向を注視いたしますとともに、道独自のモデル事業による市町村のさまざまな連携の取り組みを支援しながら、広域分散型で小規模な市町村の多い本道の特性を踏まえ、自治体の広域連携のあり方についてさらに検討してまいりたいと考えてございます。

次に、交通政策に関し、地域の公共交通ネットワークについてであります。人口減少や高齢化などにより、公共交通を取り巻く環境が一層厳しくなる中、誰もが安心して暮らしていける地域社会をつくるためには、将来のまちづくりを見据え、地域の実情に応じた公共交通体系の構築に向けて、関係機関が一体となって取り組むことが重要でございます。

道といたしましては、これまでも、市町村がまちづくりと連携して策定する地域公共交通網形成計画の必要性などにつきまして、市町村への説明に努めますとともに、策定に係る協議会へ参画し、助言を行ってきたところであります。

今後とも、国、関係機関との連携を密にしながら、市町村への情報提供や協力を努めますほか、地域において、公共交通の専門家によるセミナーを開催するなど、地域交通の確保に向け、積極的に取り組んでまいります。

最後に、JR北海道への支援についてであります。JR北海道の危機的な経営状況を踏まえますと、これまでどおりのJR北海道の取り組みや国の支援だけでは、持続的な鉄道網を確立することは困難でありますことから、JR北海道の徹底した経営努力を前提に、国の実効ある支援とともに、地域における可能な限りの協力、支援を行うことが重要であると認識いたしてございます。

一方で、国が示した、JR北海道に対する支援の考え方に対しましては、地域としての負担に関し、道民の皆様方の理解を得ていく上で整理すべき課題があると考えており、沿線市町村の皆様方からも、そうした点を指摘する声が上がっているところであります。

道といたしましては、今後、関係者会議を開催し、地域負担に関する法的根拠や道内の自治体が負担が可能な支援規模、地方財政措置の内容等に加え、このたびの震災により、本道の観光や

物流等への影響が強く懸念されることを踏まえたJR北海道の経営再生に対する考え方などについて、改めて国に詳細な説明を求めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事阿部啓二君。

○副知事阿部啓二君（登壇）災害対策などについてお答えをいたします。

初めに、災害廃棄物の処理に関し、市町村計画の策定の促進についてであります。道では、これまで、災害発生時に円滑な廃棄物処理が進むよう、廃棄物処理事業者団体と、処分等に関する協定を締結するとともに、市町村計画で必要となる自治体ごとの災害廃棄物発生量を最新の被害想定に基づき推計し、その情報を提供するなど、協力体制の構築や計画策定への支援に努めてきたところでございます。

しかしながら、道内の自治体の多くでは、いまだ計画の策定が進んでいないことから、国と連携して、モデル事業の実施や地域研修会の開催など、市町村計画の策定を促すための取り組みに、より一層努めてまいります。

次に、社会資本整備についてであります。本道では、このたびの北海道胆振東部地震や一昨年の台風災害など、近年、甚大な被害をもたらす大規模自然災害が頻発しているほか、高度経済成長期に整備された社会資本が今後一斉に更新時期を迎えるといった課題に直面しており、道民の皆様暮らしと経済を支える社会資本の整備の重要性がより一層増しているものと認識いたしております。

こうした中、道では、北海道強靱化計画や社会資本整備の重点化方針などに基づき、防災・減災対策を初め、交通・物流ネットワークや力強い農林水産業の確立に向けた生産基盤の整備、さらには、施設の長寿命化などに取り組んでいるところであり、今後とも、限られた財源のもと、選択と集中の観点に立ち、本道の持続的な発展につながる社会資本の戦略的、効果的な整備を着実に進めてまいります。

次に、観光振興に関し、まず、バリアフリー観光の推進についてであります。高齢者や障がいのある方々はもとより、誰もが安心して快適に道内旅行を楽しんでいただけるバリアフリー観光の推進は、さまざまな方々の旅行需要に応えるとともに、地域経済の活性化につながるものと認識をいたしております。

本道におけるバリアフリー観光の推進に当たっては、観光関連施設における対応の促進や人材育成などが課題であると考えており、本年度においては、障がいのある方が参加するモニターツアーの実施や、観光関連施設へのアドバイザー派遣などの取り組みを進めているところでございます。

道といたしましては、7月に策定した推進方策に基づき、社会福祉関係者や観光関連事業者などと連携協働しながら、今後とも、官民が一体となったバリアフリー観光の推進に努めてまいります。

次に、観光振興に係る新たな財源確保についてであります。インバウンドの急増などへの対

応に向けた新たな財源確保の検討については、観光関係者や業界団体はもとより、多くの道民の方々の理解を得ることが何よりも重要と認識いたしております。

こうした中、地域からは、今後の観光振興に関し、具体的な支援を求める声があるほか、業界団体などからは、観光客の減少や道民の負担感への懸念の声があることに加え、来年1月から徴収される国の国際観光旅客税の使途に関し、観光客の受け入れ体制の整備などを担う地方に対する支援の内容も見きわめる必要があるものと考えております。

このため、道といたしましては、こうした意見はもとより、観光を取り巻く状況や本道の実情を踏まえ、どのような具体的な施策や財源確保の手法が幅広く理解が得られるのか、さまざまな観点から検討を進めてまいります。

次に、地球温暖化対策に関し、地域気候変動適応計画の策定についてであります。本年6月に公布された気候変動適応法では、都道府県等は、地域における適応を推進するため、地域計画の策定などに努めることとされ、国は、法が施行される本年12月までに、気候変動適応計画や留意事項等の施行の通知に加え、地域計画の策定を支援するマニュアルを示すこととしているところでございます。

道といたしましては、今般策定した、北海道における気候変動の影響への適応方針に基づき、本道の地域特性などを考慮しながら、関係部局が連携協力し、気候変動による影響を回避、軽減する施策に取り組むほか、国の計画やマニュアルを踏まえ、地域計画の策定、情報収集・提供拠点などの検討を進めてまいります。

次に、アイヌ政策に関し、新たな法律の制定に向けた対応についてであります。我が国の先住民族政策の根拠となる総合的な法律の制定に向けては、昨年度、国が、道内外において、アイヌの人たちから直接意見を伺うとともに、道としても、生活実態調査を行い、現状や課題を把握してきたところでございます。

こうした調査などにおいては、生活保護率や進学率で改善傾向があるものの、依然として、大学進学率に格差が見られるほか、教育や生活向上、文化振興施策の充実を求める意見も多かったところでございます。

このため、道といたしましては、国のアイヌ政策推進会議などにおいて、アイヌの人たちの声を受けとめ、理解を十分得ながら、立法措置の検討を加速し、早期に制定していただくよう求めているところであり、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重され、社会的・経済的地位の向上が一層図られるよう、引き続き、アイヌ協会と連携しながら、国に対して強く働きかけてまいります。

最後に、農林水産業に関し、緊急防除に係る今後の取り組みについてであります。バレイシヨを基幹作物とする北海道において、シロシストセンチュウの根絶は極めて重要な課題であると認識をいたしております。

このため、植物防疫法に基づき実施をしている緊急防除については、農業者を初め、地元の関係団体等との情報共有を一層図りながら進めていくことが重要であり、道といたしましては、オ

ホーツク管内の農業団体で構成する対策本部との連携を強化し、引き続き、作業機械の洗浄などの蔓延防止策とあわせて、設定された期間内での効果的な防除対策に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）北海道結志会、佐藤議員の代表質問にお答えいたします。

教育行政に関し、まず、特別支援学校におけるスポーツ活動についてであります。道立特別支援学校では、約半数の学校で運動部を設置しておりますが、未設置の学校におきましても、小中学校等とのスポーツ交流や、地域のスポーツ行事等に参加するなど、障がいの状態や体力面、健康面などにも配慮しながら、運動の楽しさ、喜びに触れることができるよう、創意工夫のある活動を展開しているところであります。

道教委といたしましては、障がいのある子どもたちが、自己の適性等に応じて、将来にわたってスポーツとの豊かなかわり方を学ぶことは、人とのつながりを通じて生きがいを見つけ、みずからの人生をよりよいものにしていくためにも大変意義のあるものと考えており、現在、国において展開しているオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業の成果の普及啓発を図るなど、特別支援学校におけるスポーツに触れ合う活動の一層の充実に努めてまいります。

次に、「特別の教科 道徳」についてであります。平成27年3月の学習指導要領の一部改訂により、新たに位置づけられた道徳では、善悪の判断や思いやりなどの道徳的な価値について、自分自身の問題として受けとめ、考えたり、自分とは異なる意見と向かい合い、議論する中で、考えを深める学習活動を展開し、「考え、議論する道徳」を実現することが求められております。

このため、道教委では、教員一人一人が、こうした道徳の趣旨を十分理解し、効果的な指導を実践することが何よりも重要と考えており、全ての教員を対象に、指導資料の作成、配付を行うほか、道内全校の道徳教育推進教師を対象とした研修や、義務教育指導監、指導主事による学校訪問などにより、それぞれの学校において、「特別の教科 道徳」の一層の充実に努められるよう、実情に応じたきめ細かな支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 警察本部長和田昭夫君。

○警察本部長和田昭夫君（登壇）北海道結志会、佐藤議員の代表質問にお答えをいたします。

道内における暴力団の現状と対策についてであります。近年、暴力団構成員等は減少傾向にあるものの、依然として、恐喝、薬物密売といった伝統的な資金獲得活動のほか、特殊詐欺や公共事業への不当介入など、組織実体を隠蔽しながら、一般社会での資金獲得活動を活発化させております。

道内でも、薄野を初めとする歓楽街でのみかじめ料の徴収、ナマコなどの水産資源の密漁、外

国人労働者の不法就労の助長、公共事業をめぐる労働者の不法派遣など、多種多様な資金獲得活動を行い、道民生活に大きな脅威を与えているところであります。

道警察といたしましては、こうした現状を踏まえ、引き続き、国内外からの観光客の増加など、道内における社会経済情勢の変化に留意しつつ、ますます巧妙化、不透明化する暴力団の資金獲得活動の実態を把握し、暴力団犯罪の取り締まりを徹底するとともに、道や暴力追放センターなどの関係機関を初め、道民の皆様と連携を図りながら、道民生活や事業活動からの暴力団の排除を推進してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 佐藤伸弥君。

○34番佐藤伸弥君（登壇・拍手）ただいま、知事、教育長、警察本部長から御答弁をいただきましたが、指摘も交えまして、再度質問をいたします。

初めに、災害対策についてであります。

知事は、ただいま、電力事業者としての北電の責任は極めて重いとお答えになりました。また、こうした事態を再び生じさせないよう、国との連携のもと、しっかりとした検証を行い、エネルギーの安定確保に向けて取り組むとも述べられました。

二度とこのような事態が起きることのないよう取り組んでいただきたいと思います。検証作業やエネルギーの安定確保において、道はどのような役割を果たされようとしているのか、伺います。

次に、災害弱者避難支援についてであります。

避難行動要支援者名簿については、名簿を活用した支援者との連携方法等について市町村に助言を行い、要支援者の避難対策に万全を期していくとのことですが、町内会の役員自体が高齢化している実態もあり、消防団との連携協力も必要と考えます。

いずれにせよ、高齢者や障がいのある方の安全確保に道として最善の努力をされるよう指摘しておきます。

また、災害時にサポートが必要なのは、日本語のわからない外国人観光客も同様であります。

今回の地震では、情報発信や避難所の確保で後手に回ったと指摘されておりますが、今回の事態を今後の外国人に対する支援対策にどのように生かしていくのか、伺います。

次に、観光への影響についてであります。

ふっこう割の導入を初め、誘客促進に取り組むとの答弁をいただきましたが、今回の被害で最も深刻なことは、9月、10月の秋の行楽シーズンの観光客を一気に失ってしまったことであり、肝心なことは、広域分散という本道の特性を十分に踏まえた対策をスピード感を持って実行することです。

本道は、四季の特色が豊かな一方で、観光客の入り込みの季節変動が大きく、従来の傾向では、観光客は、冬は札幌圏に集中しがちと言われております。

これから迎える秋から冬の季節にかけて、観光客に、札幌圏を初め、道内各地を周遊していた

だけるように、例えば、道内、道外、海外の移動に対する補助について、国内外の観光客を対象にすることや、テレビ、SNSを活用した集中的な北海道プロモーションなどを行い、早期に観光客を呼び戻すことができるよう、宿泊事業者はもとより、交通事業者やメディアなどと連携した効果的な対策を直ちに講じるよう、強く指摘をいたします。

次に、災害廃棄物処理計画についてであります。

災害廃棄物処理計画については、モデル事業の実施や地域研修会の開催など、市町村計画の策定を促すための取り組みに、より一層努めるとのことではありますが、計画未策定の原因の一つに、災害対応の経験がある職員の不足が挙げられており、この点に目を向けなければ、策定は進まないと考えます。見解と対策について伺います。

次に、社会資本整備と財政健全化についてであります。

社会資本整備と道財政の健全化のバランスをどうとりながら道政運営をしていくか、伺いましたが、社会資本整備の重要性がより一層増しているとの認識を示しながら、今後とも、限られた財源のもと、選択と集中の観点に立ち、本道の持続的発展につながる社会資本の戦略的、効果的な整備を着実に進めるとして、どうバランスをとっていくのかとの質問には、全くと言っていいほど、お答えになっておりません。

選択と集中は、言いかえれば、必要な社会資本整備であっても、一部は先送りすると言っているのと同じだと思います。無論、財政の健全化を否定するものではなく、進めなければなりません。が、厳しい財政状況のもとで、どう社会資本整備を進めていくつもりなのか、再度、答弁を求めます。

次に、北海道創生と人口減少対策についてであります。

北海道創生に関して、これまでの評価や今後の取り組みなどについて伺いました。答弁をお聞きする限り、一部に成果はあらわれているものの、さらなる取り組みが必要との認識ですが、今年度は未来創生予算、昨年度は地域創生進化予算と銘打ち、各般の施策を進めてきております。

北海道創生は、創生総合戦略の策定時に想定した成果と比較し、総合的に見て、どの程度進んだと認識をしているのか、見解を伺います。

次に、JR北海道に係る地域の負担についてであります。

JR北海道への支援における地域負担の是非について、このたびの震災や節電の影響も踏まえたJR北海道の経営再生に対する考え方などについて、改めて国に詳細な説明を求める旨の御答弁で、知事からは明確なお答えをいただけませんでした。

持続可能な鉄道網の確立に向けて、地域の協力支援が必要なことは言うまでもありませんが、問題は、現行法の範囲内では、JR北海道への支援に地方自治体が財政負担をしなければならない明確な根拠がないということでもあります。

国は、特例業務勘定の法の期限が迫ることに触れ、法改正を行うために、国民の理解を得る必要があるという趣旨の説明をしておりますが、そもそも、この問題は、従来の法律の枠組みでお

さめることが適当なのかという根本的な議論が必要だと考えます。

ここで、7月に国土交通省の事務次官に就任された森昌文氏が、私見と前置きしつつも、JR北海道の問題について、報道機関に対して述べている発言を紹介いたします。

この問題で一番重要なのは、公共交通が何なのかということ。公共交通と言うからには、どこまでいっても、プライベートではなくて、パブリックだが、パブリックをどこまで支えていくのか、その視点での議論が十分されているとは言いがたい。

道路に税金を使って、鉄道には使わない、それはおかしい。そもそも、道路と鉄道のどっちをとるのかという議論自体、違う。交通手段としても、車と鉄道の2択ではなく、それぞれの役割分担がある。

公共交通とは何ぞやという問題を国として詰めなければならないのではと考えている。国土交通省の正式な見解としては、国鉄の民営化というのは正しいことで、それに逆行するような政策は今のところではできないが、個人的には、もう少し政策の柔軟性があってもいいと思う。

まさに誰もが疑問に感じていることを、国交省の事務方のトップみずからが率直に述べており、日本の交通政策の抱える問題の核心をつく発言であります。

国が、JR北海道の問題を単に地域の交通問題として片づけてしまうのではなく、未来を見据えた国家の交通戦略として真正面から向き合うべき問題であることを、より大きな視点から、法律も含めて組み立て直す必要があると考えますし、そのことを知事は国に対してはっきりと訴えていかなければならないと思うわけであります。

国の方針を転換させることができるか否かの重要な局面を迎えていると考えるわけですが、この点の知事の認識を伺うとともに、国との協議にどのように臨むのか、所見を伺います。

次に、バリアフリー観光についてであります。

バリアフリー観光の推進については、障がいのある方々が参加するモニターツアーや、観光関連施設へのアドバイザー派遣などの取り組みを進めているとのことのお答えでありました。

もちろん、そうした取り組みは必要であります。国土交通省は、バリアフリー法施行令を改正し、客室総数が50室以上のホテルや旅館などの宿泊施設を新增設する場合、車椅子利用者用の客室の割合を1%以上とするよう義務づける方針だと報じられております。

改正施行令では既存施設は対象外となっており、直ちに車椅子利用者用の客室を整備する必要はないものの、バリアフリー観光の推進のためには、そうした客室の拡大が不可欠であります。

先ほども申し上げましたとおり、道にはハード面の整備に係る費用負担を求める声があり、事業者の経済的負担の軽減も考慮すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、外資誘致支援についてであります。

海外からの投資について、地域におけるまちづくりと調和した投資を促進していくことが重要との認識を示し、これまで、道内の投資環境に関する情報発信や、投資家の本道への招聘などに取り組んでいるとのことですが、答弁では、本道への投資実績がどの程度あるのか、計数的には明らかにされませんでした。

実績把握に難しさがあることは理解をいたしますが、ジェットロや金融機関などの協力も得ながら把握に努めるべきと考えます。知事の見解を求めます。

次に、医療政策についてであります。

病院完結型の医療から地域完結型の医療を目指す医療政策にとって、在宅医療体制の充実は避けて通れない課題であります。

ただいま、知事は、在宅医療に取り組む医師や看護師等の育成を進め、在宅療養支援診療所・病院が空白となっている九つの第2次医療圏の解消に努めるとお答えになりましたが、空白医療圏は、そもそも医療資源が乏しい地域であります。

実現可能性に疑問のある圏域拡大を目指さざるを得ない事情は理解いたしますが、医療計画には、ICTを利用した見守り支援や遠隔地医療等の取り組み促進がうたわれております。

遠隔地医療等の充実に施策の重点を移行すべきと考えますが、見解を伺います。

また、周産期医療については、産婦人科医師の負担軽減等に努力をされていることは評価いたします。

厳しい地域の周産期医療体制を補完するものとして、道では、平成13年から、北海道周産期救急情報システムの運用を開始していると承知しております。

しかし、救急情報システムの活用に重要な役割を果たす周産期救急搬送コーディネーターは、札幌市消防局内に、助産師の10名、看護師の1名が配置されているにすぎない実態にあります。この体制で全道の救急情報システムの円滑な運用が図られているのか、所見を伺います。

次に、子どもの安心、安全の確保についてであります。

児童相談所と警察による虐待情報の全件共有については、現在、道警察と児相において、全ての事案について情報共有をする仕組みを協議しているとのことですので、子どもの安全確保に必要な対策については速やかに取り組まれるよう指摘をしておきます。

里親制度、養子縁組制度について、里親として登録されている数がふえているのに、実際に子どもを預かっている割合が年々減少している要因についてお尋ねいたしました。里親制度の啓発や関係団体への支援を行ってきたところであり、里親の数は年々増加しているとして、割合の減少要因については全くお答えになっていません。再度の答弁を求めます。

また、特別養子縁組制度の養親に対する公的サポートについては、養子縁組をあっせんする機関に相談支援が義務づけられたので、その推移を見守るとのお答えです。

あっせん機関はあくまで民間です。公的サポートについては、少なくとも当面は必要ないとの見解なのか、伺います。

次に、地球温暖化対策についてであります。

地球温暖化対策については、新たに策定した、北海道における気候変動の影響への適応方針に基づき、道民生活や産業への影響を回避、軽減する適応に取り組み、我が国の地球温暖化対策に積極的に貢献していくとする一方、速やかに地域気候変動適応計画の策定に着手すべきとの質問には、国の計画やマニュアルを踏まえ、検討を進める考えとのことでありました。

答弁を聞く限り、当面は適応方針で対応するお考えのようではありますが、なぜ計画策定に踏み出せないのか、理解ができません。

神奈川県黒岩知事は、県議会第3回定例会で、気候変動への適応策として、地域気候変動適応センターを整備する方針を表明されております。

高橋知事も、策定期間までは答えられなくても、計画を策定するとの方針ぐらい表明されるべきと考えますが、見解を伺います。

次に、アイヌ政策についてであります。

アイヌの人たちの生活は、生活保護率や進学率に改善傾向が見られるとのことのお答えであります。が、経済格差や差別は依然として存在します。

異なる文化を理解し、多様性を保持しつつ、共生する社会を築き上げることを目的とした民族共生象徴空間の整備を契機に、アイヌの人たちの生活実態の向上とともに、アイヌ民族が先住民であるという認識が広く国民の間に浸透するよう、道としてもより一層努力をするよう指摘しておきます。

次に、重要病害虫についてであります。

先ほど、知事から、シロシストセンチュウの緊急防除について、設定された期間内での効果的な防除対策に全力で取り組んでまいるとの御答弁がありました。

シロシストセンチュウは、地域の畑作経営にとって大変重要な問題であることから、本道農業の持続的な発展を図るためにも、引き続き、地域の関係機関・団体と十分に連携を図り、期間内での撲滅を図られるよう、強く指摘をしておきます。

また、近年、インバウンド効果により、海外からも多くの方々が道内を訪れるとともに、農村地域においても、インスタ映えを狙った観光客が増加しておりますが、こうした人や物資の移動は、経済的な効果を生む一方、重要病害虫の侵入も懸念されることから、観光産業とも連携をしながら、重要病害虫の万全な侵入防止対策に取り組んでいただくことをあわせて指摘させていただきます。

最後に、特別支援学校についてであります。

道内の特別支援学校におけるスポーツ系の部活動の実態について、教育長の認識などを伺いましたが、未設置の学校においても、小中学校等とのスポーツ交流や、地域のスポーツ行事等に参加するなど、創意工夫のある活動を展開しているとのことであり、道内においては何の問題もないかのようなお答えでありました。

本当に何の問題も課題もないのなら結構なことではありますが、再度、教育長の見解を伺います。

以上、再々質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、電力の安定供給についてであります。道といたしましては、国に対し、このたびの

大規模停電の原因分析と再発防止策の検討を踏まえて、電力の安定供給に万全を期すよう求めるとともに、万が一、大規模な停電が発生したとしても、その影響をできるだけ緩和していけるよう、停電対応のあり方や非常時の備えなども十分検証し、必要な対策を講じてまいります。

次に、災害時における外国人観光客への対応についてであります。地震やそれに伴う停電の影響により、宿泊場所を確保できないなど、不安や不便な思いをされた観光客の方々が多くおられたところであります。

こうした観光客の方々に対しては、地域においては、市町村が中心となり、避難場所の確保や食料の配付などの対応を行ったほか、道でも、避難場所を提供するとともに、外国語での情報発信や相談窓口の設置などに取り組んだところであります。

今後、今回の対応におけるさまざまな課題を分析し、災害時に観光客の方々の安全が確保されるよう、国、市町村、関係機関などと連携し、必要な取り組みを進めてまいります。

次に、災害廃棄物処理計画に関し、市町村計画の策定支援についてであります。災害発生時において迅速かつ円滑な廃棄物処理が可能となる計画の策定には、処理に関する知識を有する職員の育成や、計画づくりに対するノウハウの提供などが重要と考えます。

このため、道といたしましては、国と連携して、過去に大きな被災を経験した自治体の職員による講演や、市町村が策定すべき標準的な計画案をテーマとした研修会を行うなど、市町村計画の策定に向け、より一層の支援に努めてまいります。

次に、社会資本整備についてであります。道では、これまでも、インフラ長寿命化計画に基づき、トータルコストの縮減、平準化を図りながら、施設の長寿命化や、効果的、効率的な維持管理などに取り組んできているところであり、今後とも、こうした取り組みを進めるほか、多様な分野における、PFIを初めとした民間活力の導入の検討など、さまざまな工夫を講ずるとともに、国に対する提案、要望を通じて予算の確保にも努め、社会資本の戦略的、効果的な整備を着実に進めてまいります。

次に、創生総合戦略についてであります。道では、創生総合戦略に掲げる施策ごとに、適切な効果測定が図られるよう設定した指標をKPIとして、毎年度、政策評価と連動させながら、進捗の管理に努めてきているところであります。

こうした中、昨年度の政策評価では、全体的には、おおむね順調に推移している指標が多いものの、一部に、進捗のおくれが見られるものもありますことから、今後とも、地域の現状やこれまでの取り組みの課題、施策の効果などを分析し、関連施策やKPIの達成に向けた事業の点検を不断に行うなど、人口減少の抑制に向けて、創生総合戦略の着実な推進と市町村戦略への支援に全力で取り組んでまいります。

次に、JR北海道の問題に係る国との協議についてであります。道では、国が示した、JR北海道に対する支援の考え方に関して、市長会、町村会とともに、負担水準や支援規模、さらには、それに伴う地方財政措置などについて課題を指摘してきているところであり、先般の関係者会議において、鉄道局長からは、地域と公共交通のあり方について国の考え方を再度整理すると

の発言があったところであります。

道といたしましては、地域としての支援について、道民の皆様の御理解をいただくためにも、今後、関係者会議などを通して、地方負担に関する法的根拠や、広域分散型の本道における鉄道網の役割を踏まえた支援の考え方などについて、改めて国に詳細な説明を求めてまいります。

次に、バリアフリー観光の推進についてであります。国においては、宿泊施設のバリアフリー客室の基準の見直しなど、バリアフリー化を一層推進するための法改正を検討していると承知いたします。

道といたしましても、誰もが安心して快適に旅行を楽しんでいただける環境の整備は、さまざまな方々の旅行需要の拡大につながり、地域の観光産業の活性化を図る上で重要と考えますことから、今後、客室整備などを行うホテルなどの事業者に対し、国などの支援制度の周知を図るとともに、国に対して支援の充実強化を求めるなど、ハード面の整備を一層促進し、本道におけるバリアフリー観光の推進に努めてまいる考えであります。

次に、海外からの投資についてであります。道においては、これまで、海外からの投資の状況について、市町村や企業へのヒアリング等により、主要な事例の情報収集を行ってきたところであり、計数的な把握は難しいところではあるものの、今後、ジェトロや金融機関など関係機関との連携を一層強化し、より幅広い投資案件の実績把握に努めてまいる考えであります。

次に、地域医療体制についてであります。道では、在宅医療の推進に向け、医師や看護師などの人材の育成を図るとともに、ICTを活用した患者情報共有ネットワークの構築や遠隔医療システムの導入を支援するなどして、効率的な在宅医療の提供体制の構築に努めているところであります。

また、周産期救急搬送コーディネーターについては、妊産婦などからの相談に対応するほか、搬送先の医療機関の確保や調整を行い、周産期における救急搬送の円滑化に向けた取り組みを行っているところであります。

今後も、道では、これらの取り組みを進めながら、医療機関や市町村などと十分に連携を図り、誰もが安心して住み続けられるよう、地域における医療提供体制を構築してまいる考えであります。

次に、里親及び特別養子縁組についてであります。道では、家庭での養育が困難な子どもたちが、より家庭に近い養育環境において継続的に養育されるよう、里親の確保などに努めるとともに、子どものニーズや育った環境を踏まえた養育の場を個別に選択してきた中、里親へ預けた子どもは年々増加し、さらに、それを上回る里親の登録が行われたことから、里親に委託する子どもの割合は減少しているところであります。

道といたしましては、今後とも、里親等による養育体制の確保など、子ども一人一人に即した支援の充実を図るほか、特別養子縁組をされた方々への援助を行う民間あっせん機関が、その役割を適正に果たすことができるよう、事業の実施状況を把握しながら、児童相談所による協力も含めた必要な対応について検討してまいります。

最後に、地域気候変動適応計画の策定についてであります。気候変動の影響は、道民生活を初め、農林水産業や自然生態系など、幅広い分野に及ぶことが懸念されておりますことから、今般、北海道における気候変動の影響への適応方針を策定し、この方針に沿った取り組みを進めることといたしております。

道といたしましては、今後、気候変動適応法に基づき策定される国の計画や、国が示す策定支援マニュアルなどを踏まえるとともに、適応に関する最新の情報を収集し、専門家や関係団体からの意見も伺うなどして、地域計画の策定について検討を進めてまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 教育長。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）佐藤議員の再質問にお答えいたします。

特別支援学校におけるスポーツ活動についてであります。特別支援学校の子どもたちは障がいの状態がさまざまであり、部活動などにおいては、みずからスポーツをすることだけではなく、スポーツとの多様なかかわり方や、さまざまなよさを実感させるため、一人一人の適性なども考慮し、見る、支える、知るといった視点でのスポーツ活動を展開しております。

それぞれの学校において、子どもたちが、障がいの状態や興味、関心に応じて、スポーツ活動に、より一層主体的にかかわることができるようにするためには、障がい者スポーツなどに関する教職員の理解や知識を深めることが重要であり、道教委としては、各種研修会の機会などを通じ、教職員の資質の向上を図るとともに、効果的な実践事例を普及するなどして、特別支援学校におけるスポーツ活動の一層の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 佐藤伸弥君。

○34番佐藤伸弥君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事、教育長から答弁をいただきましたが、指摘を交えまして、再々質問いたします。

初めに、北海道胆振東部地震についてであります。

今回の地震では、ブラックアウトにより、道民生活の混乱や多大な経済的損失が惹起され、現代社会における電力の重要性を再認識させられました。

今回の事態を引き起こした第一義的責任は北電にあることは明らかであります。地域社会を守り、発展させなければならない知事にも全く責任がないとは言い切れません。

停電対応のあり方や非常時の備えなどを十分検証するとのことですが、ふだんから、北電とは、情報の共有や災害時の対策等について意思疎通を図るべきと考えます。

これまで、どのように対応し、今回の事態を教訓に、今後、北電との関係をどう構築しようとするのか、伺います。

次に、災害弱者避難支援についてであります。

災害時における観光客への対応について多くの問題が発生したことは、観光立国を標榜し、外国人観光客500万人の目標を掲げる北海道の知事として、危機管理の甘さを指摘せざるを得ませ

ん。

宿泊事業者の中には、施設を避難所として提供して被災者を受け入れたという協力的な事業者がある一方で、宿泊者の滞在を断った施設もあるとのこと。私自身も、地震の後、滞在を断られたと思われる旅行者を目の当たりにしたところでもあります。

今後、それぞれの課題を分析して、必要な対策を講じることは当然であります。これから早期に観光客を呼び戻そうとする中、いつ起こるかわからない災害に対して、まずは、知事が、宿泊施設への災害時の協力要請の緊急メッセージを発するなどの対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

また、交通インフラを含めた、多言語の災害情報の一元化にも早急に取り組むよう、強く指摘をいたします。

最後に、JR北海道についてであります。

JR北海道への支援における地域負担について、知事は、国に詳細な説明を求めると繰り返し述べるにとどまり、JR北海道を取り巻く諸問題が、単に地域の交通問題ではなく、持続可能な地域の実現と国家の未来を見据えた交通戦略、成長戦略として、国が真正面から向き合い、国家的な見地から議論すべきという認識を示されなかったことは、まことに残念でなりません。

今回の地震災害において、さまざまな被害が発生する中、人流、物流においても、交通インフラの多重化ということも重要な点だと感じたところでもあります。

広域分散型の本道における持続的な交通・物流ネットワークを確保するための鉄道の役割に改めて着目すべきであることを強く求めます。

法治国家の我が国において、国が地方自治体に対して、法的根拠のない負担を求めることを知事はどのように考えているのでしょうか。

国は、特例業務勘定の法の期限が迫ることに触れ、法改正を行うために、国民の理解を得るための材料に、地方の負担が必要と説明しているように感じるのですが、平成23年の法改正に関する国会審議の議事録を見る限り、総合的な交通ネットワークのあり方に関する議論の必要性、あるいは、鉄道局として経営改善の実効性を確保することの必要性などについての議論はあるものの、地方負担の必要性に関する議論は見当たりません。

今、厳しい状況に置かれている私たち地方の立場からすれば、国は、平成23年の法改正の際に国会審議で問われた議論の内容について、その責任を果たすことができなかつたツケを、次回の法改正の理屈づけとして、地方負担に転換しようとしているとしか思えてならないわけでありませぬ。

次回の関係者会議で国に説明を求めることを否定はしませんが、先ほど触れた事務次官の発言についても、次回の関係者会議を待つことなく、真っ先にその真意をただすとともに、将来に禍根を残すことがないように、いま一度この問題の根本的な議論を徹底的に行うべきという認識のもと、北海道のリーダーたる知事が先頭に立ち、国との協議に臨むよう、強く指摘するとともに、引き続き今定例会で知事の対応をただしていくことを申し上げて、私の質問を終わります。

（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。

北海道胆振東部地震に係る道の対応についてであります。北電の発電設備のトラブルや停電などに関する情報については、これまでも、メールやファクスなどにより、道に対し、随時、情報提供される体制を整備するなど、必要な情報の共有を図ってきているほか、災害時の対応を確認するため、北電も含めた関係機関が参画する防災訓練を実施してきているところであります。

道といたしましては、このたびの停電を踏まえ、非常時における北電などとの連絡体制のあり方を含め、改めてしっかりと検証し、必要な対策を講じてまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 佐藤伸弥君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時9分休憩



午後1時13分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

安藤邦夫君。

○32番安藤邦夫君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、公明党を代表し、以下、知事、教育長、警察本部長並びに公営企業管理者に伺います。

まず、知事の政治姿勢に関して、初めに、災害対策についてであります。

さきの平成30年北海道胆振東部地震の発生から、2週間余りが過ぎました。亡くなられた方は41名、負傷者は600名以上に上っております。

亡くなられた方に、心から哀悼の意を表するとともに、負傷された方に、お見舞いを申し上げます。

我が党は、地震発生当日、いち早く、災害対策本部を設置し、被災現場を視察したところであります。

今回、本道の観測史上で最大の震度7の大型地震により、胆振管内の厚真町、安平町、むかわ町を初め、札幌市など、道内各地で想像を超える甚大な被害が発生しており、今なお余震が続く中、道民生活への影響も深刻化しているものと考えます。

知事は、かかる事態を重く受けとめ、万全の対策を早急に講じるべきと考えます。

そこで、以下伺います。

今回の災害は、地震や台風などによる大雨などの災害に加え、道内全域で停電が発生するなど、複数のリスク要因が組み合わさった、いわば複合災害であるとも指摘されておりますが、知事は、今回の甚大な災害の教訓をどのように受けとめ、今後、道の防災計画などにどのように反

映されようとしているのか。

今回の災害では、道内全域での停電、いわゆるブラックアウトなど、想定外の事態が発生しております。これらの事態は、現行の計画では想定されていないものと考えます。

今後、どのように取り組んでいくのか、計画の見直しも含め、知事の所見を伺います。

次に、北海道開発局との連携についてであります。

道は、一昨年12月に、開発局などとの間で、災害対策に関する協定を締結されております。今回、開発局は、災害の発生当初から、被災地にリエゾンやTEC—FORCEをいち早く派遣するなどの対応をされておりますが、今回の被災現場が余りにも大規模であることを考えるとき、今後の復旧に当たっては、開発局となお一層連携した取り組みが必要と考えます。所見を伺います。

次に、ライフラインの復旧の見通しなどについてであります。

現在、道道の7路線、10区間で道路の不通が続いているほか、3市町の600戸余りで断水が続いております。また、JRや飛行機の一部で運休が発生しております。

これらライフラインの今後の復旧に向けた見通しを伺います。

また、現在、道内20カ所の避難所で、800人以上の地域住民の方々が避難生活を余儀なくされております。一日も早い復旧に向けて取り組むべきと考えます。今後の見通しについて、あわせて伺います。

次に、エネルギーの地方分散についてであります。

今回の地震は、我が国史上で初めて、道内全域の停電という極めて深刻な事態を引き起こしました。いわゆるブラックアウトという、福島原発の事故以来、教訓とされ、絶対に回避しなければならない事態であります。電力事業者としての北電の責任は極めて重いものと考えます。

そこで伺います。

これから冬に向けて、道内の電力需要は拡大に向かうものと考えますが、知事は、本道における電力の需給見通しについて、どのような所見をお持ちなのか。

また、今回のいわゆるブラックアウトの発生について、道として検証すべきと考えます。所見を伺います。

さらに、いわゆるブラックアウトを二度と発生させないためには、道内の電源を特定の発電所に依存するのではなく、リスク回避を図るためにも、電源を各地に分散すべきであります。

このため、例えば、道の新エネルギー導入加速化基金などを活用し、風力、水力、地熱、太陽光などの自然エネルギーも含め、より強靱な発送電体制を、少なくとも全道の各圏域で早急に構築すべきと考えます。所見を伺います。

次に、道営電気事業等における対応についてであります。

道は、現在、道内8カ所で発電事業を行っております。小規模な発電事業ではありますが、これらの稼働率を少しでも上げることができないのか。また、これらの中でも、地震により稼働を停止した滝の上発電所について、我が党は、これまで早急な稼働を求めてきたところですが、現

状について、公営企業管理者に伺います。

さらに、清水沢発電所については、2021年度まで改修工事中であると承知しておりますが、電源を各地に分散し、より強靱な発送電体制を構築するため、一日も早い完成を目指して取り組むべきと考えます。公営企業管理者の所見を伺います。

一方、石狩では、北電のLNG発電所が現在建設中であり、来年2月、1号機が稼働予定と承知しておりますが、一日も早い発電開始に向けて取り組むべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、救急医療機関の対応についてであります。

人工呼吸や人工透析などが必要な患者にとって、停電は、まさに命にかかわる深刻な事態であります。このため、今回の停電に際して、非常用電源がない医療機関からの移送や、酸素吸入器が必要な在宅患者の入院により、結果的に、各地域では非常用発電機がある医療機関に患者が集中したものと考えます。

そこでまず、今回の災害時の救急医療機関の対応について、どのような所見をお持ちなのか、伺います。

また、現在、道内の全ての3次救命救急センターには、非常用の自家発電装置が設置されておりますが、2次救急医療機関においては、約1割が未設置と承知しております。

この際、全ての2次救急医療機関に非常用発電機を設置すべきと考えます。所見を伺います。

さらに、昨年度、道が取りまとめた防災に係る調査報告書では、火災や地震への対応マニュアルを策定している医療機関は、全道で65%程度にとどまっております。

一方、今回の災害では、医療現場で、長時間にわたる停電の発生や、非常用発電機の燃料がないこと、入院患者に提供するための食材が確保できないことなど、さまざまなトラブルに直面し、対応に苦慮されたものと考えます。

人命を第一に考えるとき、今回の災害を教訓として、医療現場で生じた課題などを改めて検証し、対応マニュアルに反映すべきと考えます。あわせて所見を伺います。

次に、住宅被害を受けた方への支援についてであります。

今回の地震による住宅被害は、厚真町などで、全壊が130戸、半壊が317戸、一部損壊が2930戸など、多数に上っております。このため、道は、さきに、道営住宅の無償提供などの方針を示されております。

一方、被災者の方々からは、早期の仮設住宅の建設を要望する声も聞こえております。

いずれにしても、これら住宅被害を受けた方への支援について、道としてどのように取り組むのか、伺います。

次に、中小企業への支援についてであります。

地震による風評被害のため、キャンセルが激増する観光事業を初め、多くの中小企業が、今回の地震による被害や、停電に伴う被害などをこうむっているものと考えます。

道として、これらの現状をどのように把握し、どのように支援をするのか、伺います。

次に、農林水産業への支援についてであります。

今回の災害により、農林水産業においてもさまざまな被害が生じたものと考えます。

道として、これらの実態をどのように把握し、今後、どのように支援するのか、伺います。

また、停電により、酪農王国・北海道において、多くの酪農家が搾乳や出荷ができなくなったことから、これらを原材料とした食料品の生産、加工、販売など、多方面にわたり深刻な影響を及ぼしているものと考えます。

少なくとも、停電時でも電力が確保できるよう、発電機の導入などに対して支援すべきと考えます。所見を伺います。

次に、教育への影響についてであります。

被災地の小・中・高校においては、今回の災害により、どのような影響があり、道教委としてどう対応していくのか、伺います。

次に、JR問題についてであります。

8月21日の関係者会議において、国は、JR北海道の経営改善には地域の支援が必要との考え方を明らかにしておりますが、輸送密度が低い路線の関係者や沿線住民だけが、その路線の維持に関して大きな負担を強いられるのであれば、生活する地域によって著しい不均衡、格差を生じさせることになりかねず、多くの道民からの理解は得られないものと考えます。

一方で、国は、事業範囲の見直しについて、鉄道よりも他の交通手段が適しており、利便性、効率性の向上も期待できる線区において、地域の足となる新たなサービスへの転換を進めるなどとしております。所見を伺います。

また、今日のJR北海道の路線見直し問題は、人口減少が進む中、全国にも波及することが想定される問題と考えます。

少なくとも、利用が少ない路線を維持する仕組みの構築に向け、道は、こうした地域の懸念や負担感を国にしっかりと伝えるとともに、将来にわたる全国の鉄道網のあり方を初め、総合的な交通体系を示し、その上で、法改正を含め、維持に向けた具体的な支援の枠組みを早期に提示し、しっかりと責任を果たすよう、国に強く求めるべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、北海道新幹線の札幌までの早期開業についてであります。

北海道新幹線の札幌までの早期開業は道民の悲願であります。現在、札幌までの延伸工事において、トンネルの掘削で発生する大量の土砂の処分地の確保や、ヒ素などの有害物質の汚染対策など、掘削土の処分対策に苦慮されているものと考えます。

道としても、地元・札幌市など関係機関と連携し、早急に取り組むべきと考えます。所見を伺います。

また、新たに整備される新幹線の札幌駅は、新たな北海道の玄関口としてふさわしいものにすべきと考えます。

そこで、例えば、北海道博物館等のサテライトを設置して、新幹線を利用する観光客に対して、縄文遺跡群や知床世界遺産、アイヌ文化といった、北海道の各地域の宝をPRするなど、世

界じゅうから来道する観光客に対して情報発信をする魅力的な施設とすべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、民族共生象徴空間についてであります。

先月公表された、内閣府によるアイヌ政策に関する世論調査の結果によると、民族共生象徴空間については、一般公開まで、残すところ600日を切ったところでありますが、残念ながら、「知っている」との回答は、道内では4割程度にとどまり、全国に至っては1割にも満たないのであります。

2020年4月のオープンに向けて、国が掲げる年間の来場者目標の100万人の実現を図るためには、さまざまな取り組みを展開しなければならないものと考えます。今後のPR事業も含め、知事の所見を伺います。

また、象徴空間の年間来場者目標の100万人の実現のため、さらに、次の時代を担う若い世代にアイヌに対する理解を広めていくためにも、道として、修学旅行などの誘致に積極的に取り組むべきと考えます。所見を伺います。

次に、札幌医科大学による地域医療への貢献についてであります。

札幌医科大学は、これまで、最先端の再生医療や本道における医師確保など、大きな役割を果たしてきたものと考えます。

そこで伺います。

まず、札幌医科大学では、これまで、平成10年度に地域医療総合医学講座を開設するとともに、平成13年度には、医師派遣を目的とした地域医療支援センターを設置するなど、積極的に取り組まれているところであります。

一方で、近年、新専門医制度の導入などもあって、全国的にも、他の専門医と比較し、総合診療専門医を目指す研修医が少ないものと承知しております。

札幌医科大学は、こうした総合診療医をめぐる現状をどのように認識し、今後、地域医療総合医学講座の活用を含め、地域医療への貢献にどのように取り組むのか、また、道としては、札幌医科大学に対し、どのような取り組みを求めていくのか、伺います。

次に、経済活性化についてであります。

ものづくり産業の振興は、本道経済の活性化に極めて重要と考えます。

そのためには、地域の中核となる道内のものづくり企業の発展を支援するとともに、道外から企業を誘致し、新たな雇用の受け皿を創出し、地域経済を活性化していくことが重要と考えますが、地域においては人手不足が深刻化する中で、ものづくり企業の誘致にどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、ものづくり産業の振興についてであります。

道内のものづくり企業においても、AIやIoTなどの先端技術をいち早く導入することで、道内産業全体の生産性の向上を図ることが急務な課題と考えます。このような中、北海道立総合研究機構工業試験場においては、今年度、これらに向け、新たに二つの施設を整備すると承知し

ております。

本道のものづくり産業の振興にどのようにつなげていくのか、所見を伺います。

次に、保健・福祉問題に関し、まず、児童相談体制の整備についてであります。

今日、道においては、増加する児童虐待への対応や地域からの要望などを踏まえ、この間、相談体制の整備について検討されてきたものと承知しております。

中でも、胆振、日高管内における相談体制については、所管する室蘭児童相談所の相談件数の半分以上が、苫小牧市を含めた東胆振、日高管内が占める実態を踏まえ、この間、職員の増員や苫小牧市との人事交流などに取り組むとともに、関係機関による連携会議を設置して、検討を加速されてきたものと考えます。

児童虐待の根絶は、高橋道政の公約の一つでもあります。今後、具体的にどのような取り組みを展開されようとしているのか、また、これまでの具体的な協議検討の状況と今後の見通しについて伺います。

次に、障がい者雇用についてであります。

まず、障がい者雇用の問題を考えるとき、ともすれば採用ばかりに注目しがちではありますが、一旦採用された方に、希望する職場で長く働いていただくための取り組み、すなわち定着に着目した取り組みもまた重要と考えます。所見を伺います。

また、農福連携の取り組みについてであります。

道として、農福連携を進めるため、農業現場における課題などの実態調査をするなど、働きやすい職場づくりがなお一層進むよう、取り組みを促進すべきと考えます。所見を伺います。

次に、世界水準の観光地の形成についてであります。

国は、現行の第8期北海道総合開発計画において、本道の観光振興について、世界水準の観光地を掲げ、さまざまな取り組みを展開されているものと承知しております。

道としても、国と連携し、高い目標を掲げて取り組むべきと考えますが、道は、国の方針をどのように受けとめ、これら国の理念や考え方を道の計画にどのように反映されているのか、また、来道外国人観光客数が、近年、増加傾向にある中で、道として、今後、どのように取り組んでいくのか、伺います。

さらに、さきに道が発表した平成29年度の観光入り込み客数は5610万人で、過去最多となっておりますが、一方で、市町村の報告に基づく延べ人数により圏域別の状況を見ると、依然として、道央圏が全道の半数以上を占めており、また、季節別では、7月と8月で年間の3割程度を占める一方、11月と12月では1割程度にとどまるなどの現状にあります。

こうした観光客を、道北や道東、道南に誘客するなど、地域偏在の是正や、季節間の格差の改善などは極めて重要と考えます。

そこで、道は、これらの課題についてどのように認識し、今後、どのような重点的な取り組みを展開されようとしているのか、所見を伺います。

さらに、ヘルスツーリズムについてであります。

近年、健康への関心が高まりを見せる中で、ヘルスツーリズムに大きな関心が寄せられています。

現在、道内では、道北の豊富温泉で、アトピー性皮膚炎に効果があるとして、国内外から多くの方々が訪れ、中には、症状が改善するまで長期間にわたり滞在されたり移住されておりますが、ヘルスツーリズムに適した温泉は、道東や道南など、全道各地に存在しているものと考えます。

今後、道は、拡大するインバウンドへの対応や、地域への誘客に向けて、ヘルスツーリズムの本格的な導入や活用に積極的に取り組むべきと考えます。所見を伺います。

次に、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録についてであります。

北海道・北東北の縄文遺跡群は、本年7月に開催された国の文化審議会において、世界文化遺産の推薦候補に選定されたところであります。

一方、北海道で唯一の世界遺産である知床も含め、国内各地の世界遺産では、登録年に入り込み数がピークを迎えた後、年々減少するといった課題を抱えている例もあり、北海道・北東北の縄文遺跡群においても、同様の事態が懸念されるところであります。

世界遺産登録後における誘客拡大について、知事の所見を伺います。

次に、農業問題に関し、種子生産に関する条例の制定についてであります。

種子の生産は、我が国の食料供給基地を目指す北海道において、大変重要なものであります。

道の各種研究機関などと十分連携し、必要な予算措置を図りながら取り組むべきと考えます。知事の所見を伺います。

また、本道農業の振興を図る上では、輪作体系を維持するといった観点からも、小豆やインゲン、ソバといった畑作物は重要な作物であります。

条例の制定に向けて、単に、これまでどおりの主要農作物のみに限定することなく、対象作物を検討すべきと考えます。あわせて所見を伺います。

さらに、知的財産の保護についてであります。

国内においては、種苗法に基づき品種登録を行った優良な品種については、育成者権が保護されることになっておりますが、我が国で育成された優良な種苗が海外に流出する事例も見受けられます。

こうしたことから、特に、農作物の輸出や海外での栽培が可能な優良品種については、海外での無断増殖を防ぐ対応が必要と考えます。どのように対応されるのか、伺います。

次に、道立広域公園についてであります。

現在、一部の道立広域公園で、遊具の2割が使用できない状況にあるとの報道がありました。他の公園においても、施設の老朽化に伴い、利用できない施設が増加しているのではないかと考えます。

道立広域公園の老朽化対策や維持管理については、より効果的、効率的に進めることが必要と考えますが、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

また、今後の道立広域公園の整備計画についてであります。

平成13年に策定された北海道広域緑地計画では、全道17地域に19の広域公園を配置する計画となっておりますが、現在でも7地域の広域公園が未整備となっております。

一方、道内では、白糠町などからの設置要望があるものと承知しております。

いずれにしても、現在、道立広域公園は、古いもので整備後40年以上を経過しており、今後、多様化するニーズや社会情勢の変化も踏まえながら、公園の魅力アップが必要と考えます。

今後の整備計画について、どのように取り組まれようとしているのか、伺います。

次に、教育問題に関し、いじめや不登校に関する相談体制の充実についてであります。

道教委は、子どもたちが気軽に悩みを相談できる場として、SNSを利用した相談窓口——どさん子ホットLINEを8月中旬から、2週間に限り、初めて開設しました。

こうした取り組みは、いじめや友人関係、家庭生活など、幅広い子どもたちの悩みに対して、これまでの電話やメールによる相談に加えて、多様な相談方法によって対応するもので、子どもたちの問題が深刻化することを防ぐのに極めて有効な取り組みの一つであります。

このため、この間、全国では、11県で本格導入に取り組んでいるものと承知しております。

道教委として、いじめや不登校等、子どもの悩みに対する相談体制の充実に向けて、この際、SNSを活用した相談体制の本格導入を含め、積極的に取り組むべきと考えます。教育長の所見を伺います。

次に、高校中途退学の未然防止などについてであります。

本道における高校中途退学者数は、平成28年度に、公立、私立を合わせて2375人になっており、決して看過できない状況と考えます。

中途退学した理由の多くは、学校生活や学業への不適応などとなっておりますが、これら一人一人が次代を担う大切な人材であることを考えるとき、これらの実態調査を早急に実施し、道及び道教委を挙げて、きめ細やかなフォローアップに取り組むべきと考えます。

高校中途退学の未然防止や退学後のフォローアップに向けて、どのように取り組んでいくのか、実態調査も含め、総合教育会議を所管している知事及び教育長の所見を伺います。

最後に、公安問題に関し、通学路の安全確保対策についてであります。

本年5月、新潟県で、下校中の女子児童が殺害されるという痛ましい事件が発生しました。道内でも、ことしに入り、7月までに、子どもに対する声かけやつきまといなど、凶悪犯罪の前兆と見られる事案が650件発生しております。

こうした問題は、子どもの下校時間帯に多発する傾向にあることから、通学路の安全確保にシフトした対策が重要と考えますが、道警察の今後の取り組みについて、警察本部長に伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）公明党、安藤議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、複合災害への対応についてであります。今月4日から5日にかけて台風が本道に接

近した直後に発生した、これまで経験したことがない大地震により、人的被害を初め、住家やライフラインなど、広範囲にわたる甚大な被害が発生したところであります。

この地震により、山腹崩壊が広範囲にわたり発生したほか、道内全域において停電となるなど、道民の皆様の暮らしや経済社会活動に広範かつ多大な影響が生じたことから、さまざまな観点からの確かな検証が必要と認識をいたします。

このため、道といたしましては、検証委員会を設置し、今回の災害対応の検証に取り組むとともに、その結果を踏まえ、必要により地域防災計画に反映するなど、道内における防災力の強化に努めてまいります。

次に、開発局との連携についてであります。道では、災害が発生し、またはそのおそれがある場合の相互協力を円滑に行うため、北海道開発局及び札幌市と、災害時等の相互協力に関する協定を結び、各振興局と開発建設部の間でも細目協定を締結いたしましたところであります。

今般の地震被害への対応では、発災直後から、北海道開発局より、リエゾンやTEC—FORCEの派遣を初め、電源車や照明車などの資機材の貸与や、道路の啓開作業といった、さまざまな支援をいただいているところであり、私としては、大変心強く感じたところであります。

今後においても、これらの協定を踏まえ、道と開発局はもとより、振興局と開発建設部が緊密に連携を図るとともに、国が持つ技術的なノウハウの提供もいただきながら、一日も早い被災地の復旧、復興に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、電力需給についてであります。9月18日の世耕経済産業大臣の会見では、苫東厚真発電所1号機が稼働すれば供給力が上積みされ、他の発電所に、トラブル、停止等がなければ、電力需給はかなり安定化し、今後は、例年のように、冬に向けて、無理のない範囲での節電への御協力をお願いしたい旨が述べられたところであり、足元の電力需給の安定化に向けて、無理のない範囲での節電に取り組んでいく必要があると考えます。

また、今回発生した大規模な停電は、本道に深刻な影響を与えており、道といたしましては、国との連携のもと、しっかりとした検証を行い、暮らしと経済の基盤である電力の安定確保に向けて、国に働きかけるとともに、新エネルギー導入加速化基金を活用しながら、地域経済の活性化に向け、地域や企業の皆様と連携したエネルギーの地産地消の取り組みを加速してまいります。

次に、災害発生時の医療機関の対応などについてであります。今回の地震災害では、全道域で大規模な停電が発生する中、災害派遣医療チームによる現地での救護活動や、災害拠点病院等を中心とした医療機関の連携などにより、医療提供体制を速やかに確保し、かつて経験したことがない極めて厳しい環境の中で、多くの医療関係者が総力を挙げて、道民の生命を守るために取り組んできたところであります。

今後、道といたしましては、医療機関の非常用電源の確保に対する新たな支援制度を国に要望するほか、医療機関の対応状況等の調査を行うとともに、災害対応マニュアルの検証や改定を指導するなどして、災害発生時の医療機関における対応に万全を期してまいります。

次に、住居を失った方々への支援についてであります。道では、厚真町、安平町、むかわ町を中心に、発災後、速やかに、避難所の運営支援はもとより、道営住宅の無償提供や、住宅対策のためのリエゾン職員の派遣などの支援を行うとともに、札幌市及び北広島市との会議を開催するなど、市町村と連携して住宅対策に取り組んできているところであります。

また、応急仮設住宅の当面の建築戸数等を、3町の意向を踏まえて決定し、10月末までに入居していただけるよう、早期の建設に着手することとしているところであります。

道といたしましては、今後、住居を失った方々お一人お一人の御意向とともに、被災市町村の考え方等も十分勘案をし、できるだけ早期に、被災者の方々の視点に立った住まいの確保ができるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、中小企業への支援についてであります。このたびの地震では、中小企業の建物、設備の損壊のみならず、道内全域にわたる大規模停電による事業活動の一時的な停止、さらには、観光業における宿泊客の大量のキャンセルなどにより、本道経済に大きな影響が生じているところであります。

このため、道では、災害発生後、直ちに、地震災害による被災中小企業者を対象に、低利の災害貸し付けの適用を開始するとともに、本庁及び振興局に特別相談室を設置したほか、先日、国に対して、早期復旧や復興に必要な支援策について要請をいたしましたところであります。

道といたしましては、現在、市町村や商工団体などを通じて情報収集を行うなど、被害の実態把握に努めているところであり、被災中小企業の復旧、復興に向け、ニーズを的確に踏まえながら、資金需要や経営相談にきめ細やかに対応するなど、中小企業への支援に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、被害状況の把握と今後の対応などについてであります。これまで経験したことがない大規模な地震により、農林水産業においても、厚真町を中心に、広い範囲で山腹が崩壊し、土砂が農地に流入するなど、大きな被害が発生したところであり、現在、市町村等を通じて、被害の実態把握に努めているところであります。

道といたしましては、本道の基幹産業である農林水産業の一日も早い復旧、復興に向け、国などに対し、荒廃した林地の復旧や農地などの生産基盤の回復、被災事業者の経営安定に向けた資金の融通や、損壊した機械設備等の修繕などへの支援を求めるなど、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、停電により、多くの酪農家が大きな影響を受けたことから、停電時の電力確保の考え方や地域からの要望などを踏まえ、国の事業を活用するなどして、非常時に備えた発電機の整備を進め、災害に強い酪農の確立に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、JR問題に関し、国の支援についてであります。道では、交通政策総合指針に基づき、北海道新幹線の札幌開業が予定される2030年度を見据え、持続的な鉄道網の確立を目指す考えであり、国においても、道の指針を尊重する旨の考えが示されたところであります。

道といたしましては、危機的な経営状況にあるJR北海道の経営再生に向けては、これまでの

経緯を踏まえ、JR北海道の経営に強い権限を有する国が中心的な役割を担う必要があると考えるものであり、今後、関係者会議を開催し、地域負担に関する法的根拠や道内の自治体が負担可能な支援規模、地方財政措置の内容など、広域分散型の本道にあつての鉄道網の役割を踏まえた支援の考え方に加え、このたびの震災により、本道の観光や物流等への影響が強く懸念されることを踏まえたJR北海道の経営再生に対する考え方などについて、改めて国に詳細な説明を求めてまいります。

次に、新幹線の札幌駅の情報発信などについてであります。新幹線の札幌開業に伴い、多くのお客様が訪れることが見込まれる新幹線の札幌駅については、インバウンドにも対応した北海道の玄関口としてふさわしく、利用者にとって利便性や快適性を有し、国内外に北海道の魅力を発信できる機能を備えた施設とする必要があると考えるものであります。

道といたしましては、鉄道・運輸機構やJR北海道、札幌市との連携のもと、札幌駅が北海道の新たな顔として、多くの方々にとって魅力的なものであり、本道固有の文化である縄文文化やアイヌ文化のほか、知床世界遺産などの豊かな自然を世界に情報発信する拠点となるよう、積極的に取り組んでまいります。

次に、民族共生象徴空間についてであります。道では、これまで、官民応援ネットワークに参画する企業などの皆様方の御協力を得て、ポスター、リーフレットの作成のほか、全国知事会議や各種イベントなど、さまざまな機会を捉え、PR活動を行ってきているところであります。今後、さらなる情報の発信が必要と認識をいたします。

今年度、より効果的に、象徴空間の開設やアイヌ文化の魅力などを発信するため、アイヌにゆかりのある著名な方にアンバサダーとして御就任をいただき、全国各地でPRキャラバンを実施するとともに、開設500日前となる12月には、カウントダウンイベントを開催し、象徴空間の愛称を発表して、メディアによる周知など、PR活動を強化していくことといたしているところであります。

また、本道の強みである食や観光の分野とも連携を図りながら、教育旅行の誘致、広域観光の促進のほか、海外プロモーションなど、オール北海道で積極的なPR事業を展開してまいる考えであります。

次に、児童相談体制についてであります。相談件数が増加し、児童相談所の分室の設置を要望しておられる苫小牧市を含む東胆振、日高地域の虐待対応状況などの実態を把握するため、道が本年4月に設置をした関係自治体との連携会議の中で、市や町の相談体制の充実を初め、児相による訪問などに時間を要するといった課題が挙げられたほか、私自身、室蘭児相を訪問し、施設や里親の方々子どもたちに愛情を持って支援しておられるお話をお伺いし、虐待はあつてはならないという思いをさらに強くしたところであります。

道といたしましては、こうした課題等を踏まえ、今後とも、子どもたちが心豊かに安心して成長できる環境づくりに向けて、児相による里親への相談支援や研修体制の充実を初め、児童養護施設などの専門性を市や町の相談対応に生かせるよう取り組むとともに、室蘭児相の相談体制に

ついて、苫小牧市など自治体等の御意見も十分伺いながら、さらに検討を進め、早急に道の方向性を取りまとめてまいる考えであります。

次に、観光振興についてであります。国の第8期北海道総合開発計画においては、世界水準の観光地の形成を重点施策の一つに掲げ、魅力ある観光地づくりや、外国人旅行者の受け入れ環境の整備などに取り組むこととされているところであり、国と道が連携して推進していくことが極めて重要と認識をいたします。

こうした中、道の観光のくにづくり行動計画の策定に当たっては、国はもとより、市町村や道の観光審議会の意見を踏まえ、平成32年度に外国人観光客500万人という高い数値目標を掲げ、国際的に質や満足度の高い観光地づくりなどを目指すこととしているところであります。

このため、道といたしましては、今後とも、関係機関と密接に連携し、食や自然といった本道の優位性を最大限に生かすとともに、歴史、文化などの地域の観光資源を磨き上げ、海外からの旅行需要をさらに取り込むなど、世界が憧れる観光地・北海道の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、北海道・北東北の縄文遺跡群に関し、世界遺産における誘客拡大についてであります。世界遺産の目的は、貴重な遺産を保護し、未来へと伝えていくこととありますが、登録を契機として、多くの方々に訪れていただくことにより、地域の活性化や観光振興への貢献も期待できるところであり、国内はもとより、海外の方々に、北海道の縄文文化の魅力や価値を理解していただくための絶好の機会であると考えているところであります。

今後、世界遺産の活用に当たっては、集客が一過性のものとならないよう、遺跡をめぐるモデルルートの検討や、各地域の自然や食といった北海道が誇る資源との連携など、それぞれの地域の特色を生かした誘客のあり方を見出していくことが必要と認識いたします。

道といたしましては、北東北3県や関係市町とともに、遺産の保全と観光振興の調和を図りながら、魅力ある情報発信を継続し、その効果が全道に波及するよう努めてまいります。

次に、主要農作物等の種子生産についてであります。本道農業が、我が国の食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、農作物の安定生産が重要であり、その基本となる優良な種子の安定供給を図っていく上から、道といたしましては、根拠となる条例の制定に向け、必要な予算措置に係る規定も含め、検討を進めているところであります。

また、条例で対象とする作物については、輪作体系の確保や畑作物の生産の安定化、さらには、道産の農作物に対する需要への対応などの点を踏まえ、稲、麦、大豆以外にも、小豆やインゲン、ソバといった作物を含めていくことについて、道議会や審議会での御議論を踏まえ、検討してまいる考えであります。

次に、今後の道立広域公園の整備についてであります。道では、これまで、北海道広域緑地計画に沿って、道民の広域的なレクリエーション需要に応え、多様な活動が楽しめる拠点として、全道に11公園を整備してきたところであります。

一方、計画策定から17年が経過し、人口減少や高齢化の進行などのほか、防災や観光面での役

割の多様化といった新たな課題に対応できるよう、現在、見直しを進めているところであり、有識者懇談会では、限られた予算で多様化する利用者ニーズに対応するため、地域の類似施設との機能分担や民間資源の活用などについて、幅広く議論をいたしているところであります。

今後、懇談会での議論に加え、市町村を初め、広く道民の皆様方から御意見を伺った上で、未整備地域における整備のあり方などについて、今年度末までに取りまとめている考えであります。

最後に、教育問題に関し、高校の中途退学についてであります。経済や社会が大きく変化する状況のもと、北海道で育つ全ての子どもたちが将来にわたり自立して生きる力を身につけていくためには、教育の果たすべき役割がますます重要になってきているものと認識をいたします。

こうした中、学校生活や学業への不適應などにより、高校を中途退学する生徒が少なくないことから、道教委においては、学校の教育相談体制の整備への支援や、生徒のコミュニケーション能力の向上などに取り組むとともに、道においても、関係機関や団体と連携しながら、中途退学者を含む若者の職業的自立を支援しているところであります。

私といたしましては、中途退学や不登校といった、複雑化、多様化する教育課題の実態を踏まえながら、総合教育会議など、さまざまな機会を捉え、道教委を初め、関係機関と協議を深めるなどして、その解決が図られるよう取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 副知事辻泰弘君。

○副知事辻泰弘君（登壇）災害対策などについてお答えします。

まず、電気事業等に関し、石狩湾新港発電所についてであります。現在建設中の、LNGを燃料とする石狩湾新港発電所は、今年度下期の試運転を経て、来年2月の運転開始を目指しているものと承知しております。

LNG火力発電所は、発電効率が高く、環境特性にすぐれ、燃料種の多様化と電源の分散化にも貢献するものであり、道としても、本道の電力の安定供給に向けて、石狩湾新港発電所の一日も早い運転開始を期待しているところでございます。

次に、札幌医科大学による地域医療への貢献についてであります。札幌医大では、地域医療支援センターを設置し、地域のニーズに応える医師派遣を行っているほか、地域医療総合医学講座において、地域医療とプライマリーケアを担う総合診療医の育成に取り組んでいるところでございます。

一方、本年4月に開始された新専門医制度では、総合診療科を選択した場合、さらに専門性が高い領域での専門医資格の取得の取り扱いが未定という状況にあることなどから、全国的に、研修医が敬遠する傾向にあるものと認識しているところであります。

札幌医大におきましては、専門医の養成を取り巻く環境の変化なども踏まえ、今後、学内における他の診療科などの協力のもと、地域包括ケアに重点を置いた新たな総合診療のあり方を検討

し、より地域医療に貢献できる教育・研究体制を構築していく考えであり、道としても、札幌大が、地域医療支援センターを効果的に機能させ、医師確保が困難な地域医療機関へ1人でも多くの医師を派遣し、地域医療の確保に向けた積極的な役割を發揮できるよう、連携を図ってまいる考えでございます。

次に、経済の活性化に関し、ものづくり産業の振興についてであります。AIやIoT、ロボットなどによるイノベーションが進展する中、道内産業におきまして先端技術を取り入れることは、生産性を向上させ、人手不足に対応していく上でも重要であるものと認識しております。

このため、本年度、道総研工業試験場では、ロボット実証施設を整備し、食品加工業において、現場の実情に適合したロボットの導入を推進する人材の育成に活用するほか、IoT製品開発支援拠点を整備し、寒冷な環境にさらされる機器の動作試験や、これまで道外で行わざるを得なかった電子機器の性能評価をこの施設で一貫して行うことで、効率的な製品開発を支援するものでございます。

道といたしましては、道内企業に対して、こうした最新施設の積極的な活用を促し、工業試験場と連携しながら、本道のものづくり産業を振興してまいる考えでございます。

最後に、障がい者雇用に関し、障がいのある方の職場への定着についてであります。障がいのある方々が地域で安心して生活するためには、就労するだけではなく、職場に適応し、安定して働き続けることが大変重要であると考えており、道では、これまで、ジョブコーチによる、就職の前からその後まで継続した職場でのコミュニケーション指導や、障害者就業・生活支援センターによる、就業と生活の両面にわたる一体的な相談支援など、職場定着の促進に取り組んでいるところであります。

また、本年4月からは、就労移行支援等を利用して一般就労に移行した方に対し、生活面の課題の把握や企業等との連絡調整など、必要な支援を継続して実施する就労定着支援が創設されたところであり、今後、こうした新たなサービスの活用を促し、これまでの取り組みとの連携を図りながら、障がいのある方の職場への定着促進を図ってまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事窪田毅君。

○副知事窪田毅君（登壇） JR問題などについてお答えをいたします。

初めに、JR北海道への支援についてであります。JR北海道の危機的な経営状況を踏まえ、これまでどおりのJR北海道の取り組みや国の支援だけでは、持続的な鉄道網を確立していくことは困難でありますことから、JR北海道の徹底した経営努力を前提に、国の実効ある支援とともに、住民の最適な公共交通を確保する観点から、地域においても、可能な限りの協力、支援を行う必要があると考えております。

一方、国が示した、JR北海道に対する支援の考え方につきましては、地域としての負担に関し、道民の皆様の理解を得ていく上で、整理すべきさまざまな課題があると考えており、道といたしましては、国に支援の考え方について確認をいたしますとともに、道の交通政策総合指針が

目指す、新幹線の札幌開業が予定される2030年度を見据えた持続的な鉄道網の確立に向け、引き続き、地域の皆様と十分な議論を尽くしてまいりたいと考えております。

次に、北海道新幹線に関し、工事に伴う発生土についてであります。北海道新幹線の新函館北斗―札幌間においては、総延長の約8割がトンネル区間となっており、建設主体の鉄道・運輸機構では、受け入れ地の確保に当たっては、沿線自治体と協議し、環境に配慮しながら実施をしてきているところでございます。

発生土には、自然由来の重金属などが含まれている場合があります。鉄道・運輸機構においては、対策が必要な発生土については、学識経験者による委員会で処理方法等を検討し、国土交通省が定めたマニュアルに基づいて処理をしてきているところでございます。

道といたしましては、沿線自治体や鉄道・運輸機構などで構成する連絡調整会議において、対策が必要な発生土の処理方法等について、情報共有や必要な調整を行いながら、札幌市などの関係自治体と緊密に連携し、発生土の受け入れ地の確保に積極的に取り組んでまいります。

最後に、道立広域公園の維持管理などについてであります。道では、公園利用者の安全性の確保やライフサイクルコストの縮減などを図るため、道立公園施設長寿命化計画に沿って、適切な維持管理や補修などに努めてきているところでありますが、近年、人件費の上昇に伴う工事費の増加などもあり、利用者のニーズへの対応が十分な状況となっていない面もあると認識をいたしております。

道といたしましては、効果的、効率的な維持管理ができるよう、耐久性の高い施設への更新などを進めますとともに、交付金制度の拡充について国に要望するなど、必要な予算の確保に努めることに加え、PFIなど民間資源の活用も検討しながら、道民の皆様にとって安全で安心な公園の利活用が図られるよう、計画的な老朽化対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事阿部啓二君。

○副知事阿部啓二君（登壇）災害対策などについてお答えをいたします。

初めに、災害からの復旧などについてであります。このたびの地震では、道内全域における停電を初め、断水など、ライフラインに甚大な被害が生じたほか、国道や道道の通行止め、JRの運休など、交通機関への影響も見られたところでございます。

こうした中、それぞれの事業者等が復旧に向けた取り組みを進め、電力については、一部を除き、供給が開始され、道道については、不通区間の約5割で開通し、水道については、断水箇所のおおむねが復旧しているほか、鉄道については、特急列車は全面開通し、その他の列車も、今月中には、一部線区を除き、運転再開の見込みとなっているところでございます。

道といたしましては、関係機関と連携しながら、早期の復旧に向け、鋭意取り組んでいるところでございます。

また、この地震に伴い、多くの方々が被災され、避難生活を余儀なくされていることから、避難された方々のよりどころとなる避難所の、より良好な生活環境が確保されるよう、関係自治体

や他県とも連携し、きめ細やかな避難所の運営支援に努めてまいる考えでございます。

次に、民族共生象徴空間に関し、修学旅行の誘致についてであります。民族共生象徴空間は、次代を担う子どもたちに、アイヌの歴史、文化に対する関心や理解を深めていただくためにも大変重要な役割を果たすものであり、国や運営主体であるアイヌ民族文化財団においては、アイヌ文化をわかりやすく学ぶことができる体験プログラムの作成など、一般公開に向けた準備を着実に進めているところでございます。

道といたしましては、道内外から多くの学生や生徒に象徴空間へ来場していただけるよう、昨年度から、観光振興機構が実施する、教育旅行の説明会に参加するとともに、今年度、道内外で実施するPRキャラバンにあわせて、教育関係者向けや旅行事業者向けのセミナーを開催するなど、修学旅行を初めとした教育旅行の誘致に取り組んできており、今後、道教委とも連携を一層密にし、校長会や教職員の研修の場において働きかけを行うなど、積極的な誘致活動を展開してまいります。

次に、経済の活性化に関し、ものづくり企業の誘致についてであります。地域経済の活性化に向けては、地域それぞれの資源や実情を踏まえつつ、経済波及効果が高く、成長が期待されるものづくり企業の立地を促進することが重要と認識いたしております。

このため、道では、企業のニーズや投資動向の把握に努め、道内の市町村と連携して開催する立地セミナー、展示会を通じて、地域それぞれの資源や優位性をアピールし、誘致を進めているところでございます。

今後においては、人手不足や生産性の向上といった現下の課題も踏まえつつ、地元自治体と連携し、人材の確保に努めながら、地域未来投資促進法も活用して、市町村の実情に応じた、地域経済を牽引する企業の誘致に取り組んでまいります。

次に、障がい者雇用に関し、農福連携の推進についてであります。農福連携は、障がいのある方々に働く場や職業訓練の場を提供するという重要な役割を果たしており、近年、すぐれた取り組み事例も出てきているところでございます。

こうした中、こうした取り組みを一層普及していくためには、農業側、福祉側の双方の現状や課題について具体的に把握することが必要となることから、道では、全道の市町村や、農業、福祉の関係者を対象に、農福連携に適した農作業や必要となる体制、今後の取り組みの意向などを把握するための調査を実施しているところでございます。

今後、道といたしましては、この調査結果を踏まえ、農業関係者等に対し、働きやすい職場づくりに向けて配慮すべき事項の理解の促進を図り、農福連携の一層の推進に取り組んでまいります。

次に、観光振興に関し、まず、観光客の地域偏在などへの対応についてであります。平成29年度の観光入り込み客数は約5600万人と、過去最多となったところであります。平成32年度に6000万人とする目標の達成に向けては、全道の各地域へ年間を通じて安定的な誘客を図っていくことが重要と認識いたしております。

このため、道といたしましては、観光振興機構、国、市町村などと連携しながら、地域ならではの観光資源の発掘や磨き上げ、「プライムロードひがし北・海・道」といった広域観光周遊ルートの充実などにより、観光客の地域偏在の是正を図るとともに、四季ごとの特徴を生かした観光メニューの開発促進や効果的な情報発信などにより、季節間の格差改善に取り組み、観光による地域創生や通年型の観光地域づくりを図ってまいります。

次に、さまざまなテーマを活用した観光についてであります。旅行形態が団体型から個人型にシフトをし、観光客のニーズの多様化が進む中、本道観光の一層の振興を図るためには、地域資源をテーマ性のある観光コンテンツに磨き上げ、地方への誘客を図っていくことが重要と認識いたしております。

中でも、豊かな自然の中で、心身ともに癒やされ、健康を回復、増進するための、いわゆるヘルスツーリズムは、本道の優位性を生かした観光形態であり、道内では、温泉を活用した豊富町や、リラクゼーションに着目した留寿都村など、積極的な取り組みも見られているところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした地域資源を活用したテーマ別ツーリズムの商品づくりなどに対して支援を行うとともに、地域と連携しながら情報発信を行うなど、さまざまなテーマを活用した観光の振興に努めてまいります。

最後に、農業問題に関し、主要農作物等の優良品種の保護についてであります。道内で開発された優良な品種については、本道農業の発展を図っていく上で重要な知的財産であることから、その保護に努めることが重要と認識をいたしております。

このため、優良品種として認定された品種については、育成者が種苗法に基づく品種登録を行うことで保護するとともに、海外で栽培が想定されるような品種においては、無断増殖を防ぐため、必要に応じて海外での品種登録を進めるなどの対応が重要と考えており、道といたしましては、こうした点を踏まえ、研究機関を初め、農業団体などから広く意見をいただく中で、知的財産の保護に関する事項について慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 公営企業管理者浦本元人君。

○公営企業管理者浦本元人君（登壇）公明党、安藤議員の代表質問にお答えをいたします。

災害対策に関し、道営電気事業における対応についてであります。企業局では、地震発生前、大規模改修工事中の清水沢を除く7カ所の水力発電所を運転しており、地震直後は発電を停止したものの、地震により、水路へ土砂等が流入し、発電を停止した滝の上を除く6カ所の発電所では、北海道電力からの要請に応じて、地震発生当日のうちから、順次、運転を再開したところであります。

また、滝の上につきましては、一刻も早い運転再開を目指し、短時間で土砂等の撤去工事を終え、昨日から運転を開始したところであり、現在は、7カ所の発電所において、取水できる水を最大限利用したフル稼働で約6万3000キロワットの発電を行っているところであります。

さらに、平成32年度末の運転開始を目指して改修工事中の清水沢につきましても、可能な限り早期の完成に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

企業局といたしましては、道民の皆様へ安定的に電力を供給するという道営電気事業の役割を果たすため、発電能力を最大限発揮できるよう、今後とも、発電所の万全な運転管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長佐藤嘉大君。

○教育長佐藤嘉大君（登壇）公明党、安藤議員の代表質問にお答えいたします。

初めに、災害対策に関し、災害による学校教育への影響についてであります。今回の地震災害では、校舎を使用できないと判断した安平町やむかわ町の小学校など、昨日——9月20日時点で、34の市町の267校において、校舎等の内外壁のひび割れ、窓ガラスの破損などの被害報告があり、現在、各設置者においてその復旧作業に着手しているところであります。道教委といたしましては、円滑な学校運営に向けた費用に対する説明会を開催するなど、文部科学省と協力し、地域のニーズに沿った対応ができるよう支援をしております。

また、被災した児童生徒の心のケアに関して、スクールカウンセラーを派遣し、教員向けの研修や個別相談を実施しており、引き続き、被災町の教育委員会や学校等と連携をし、児童生徒の一人一人の心のケアの充実に努め、児童生徒が、心に不安を抱えることなく、元気で充実した学校生活を送ることができるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、教育問題に関し、まず、いじめ等の相談体制についてであります。いじめや不登校などの未然防止、早期発見のためには、日ごろから、全ての教職員が、児童生徒と接するあらゆる機会を捉え、児童生徒の変化、小さなサインをきめ細かく把握するとともに、心理等の専門家や関係機関と連携し、多様な相談に対応できる体制を整備することが重要と考えているところであります。

道教委では、これまで、スクールカウンセラーなどの配置拡充のほか、24時間体制で電話やメールの相談を受ける子ども相談支援センターを設置し、教育相談体制の充実に取り組んできたところであり、加えて、今年度は、国の事業を活用して、8月17日から15日間、高校生を対象として、SNSを活用した相談について試行実施した結果、900件を超える相談が寄せられたところであります。

今後、本事業の詳細な分析、検証を通じて、より効果的な相談体制のあり方について検討を進めるとともに、他県の実践例なども把握するなどして、御指摘も踏まえ、児童生徒が抱えるさまざまな悩みを訴えやすい多様な相談体制の整備充実に取り組んでまいります。

最後に、高校中途退学の未然防止についてであります。道内の公立高校においては、中途退学の未然防止に向けて、入学前に、中学生や保護者を対象として、学校説明会、体験入学を実施するほか、入学後には、習熟度別指導や少人数指導など、個に応じた学習指導の充実、さらには、生徒の悩みを受けとめるきめ細かな教育相談体制の整備などに取り組んでいるところであります。

ます。

道教委としては、こうした学校の取り組みを支援するため、教員の加配を初め、スクールカウンセラーを派遣するほか、高校1年生の中途退学が多いことから、入学後、人間関係づくりの支援やコミュニケーション能力を育成するトレーニングを行う高校生ステップアップ・プログラム事業を実施するとともに、その成果を、各管内で開催する生徒指導研究協議会等において普及しているところであります。

今後、中途退学者に対し、就労や再度の就学につなげる切れ目のない支援を行うため、生徒の状況をより詳細に調査、把握することに加え、子ども相談支援センターにおける進路相談や、職業的自立を支援する地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携した支援を行うとともに、未然防止に向け、学習指導や将来の進路を考えさせる指導、望ましい人間関係の構築に向けた指導の充実に努め、生徒が将来に向けて自立して生きる力を身につけることができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 警察本部長和田昭夫君。

○警察本部長和田昭夫君（登壇）公明党、安藤議員の代表質問にお答えをいたします。

通学路の安全確保対策についてであります。道警察では、子どもに対する前兆事案の段階から行為者の特定に努め、特定した者については、積極的な検挙、警告などを行うほか、防犯ボランティア等との合同パトロールや見守り活動、学校と連携した参加体験型の防犯教室、不審者情報のタイムリーな発信などの安全対策を講じているところであります。

これらの対策に加え、現在、政府において決定された登下校防犯プランに基づき、自治体、学校、町内会などとの通学路の緊急合同点検、小学校と警察署における、休日、夜間を含めた連絡体制の強化、登下校の防犯対策を話し合う地域の連携の場の構築などにも取り組んでいるところであります。

また、道、道教委、札幌市などと連携し、全道の各小学校において、児童、保護者等が作成する通学路の安全マップコンクールを開催し、児童自身が危険箇所を把握することはもちろん、地域全体で、子どもの安全に関する意識の高揚を図ることとしております。

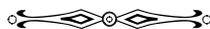
道警察といたしましては、引き続き、学校関係機関・団体、地域住民の方々と連携を図りながら、通学路等の安全確保に向けた諸対策を推進してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 安藤邦夫君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩



午後2時51分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

宮川潤君。

○30番宮川潤君（登壇・拍手）（発言する者あり）日本共産党の宮川潤です。

質問に先立ち、北海道胆振東部地震で犠牲になられた方々に、お悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

復旧、復興に向けて、総力を挙げてまいります。

それでは、日本共産党道議団を代表して、順次、知事に質問をいたします。

初めに、災害対策に関し、まず、北海道胆振東部地震対策等についてであります。

最大震度7を記録し、現在もなお多くの方が避難所での生活を余儀なくされています。

我が会派は、地震発生後、直ちに、被災地を訪れ、被災者の要望を伺ってまいりました。

被災地の復興に当たっては、これまでの枠組みにとらわれず、被災者の生活再建を柱に据え、被災者の住宅、なりわいが再建され、再び地域に住み続けられるよう、地域の復興がなし遂げられるまで支援を行うことが必要と考えますが、被災者支援のあり方について、知事の認識を伺います。

我が会派が訪問した鶴川農協では、収穫期を直前に控えた中で、農業倉庫や乾燥調製施設に、継続的な使用が困難な大きな被害が発生していました。

また、停電による生乳の廃棄を初め、被害は、個人や農協だけで対応できる枠を超えています。

あるシシヤモ水産加工業者は、停電で650キロのシシヤモを廃棄したと、切実な実態を語っていました。

被害の実態を明らかにするとともに、今回の地震によって、第1次産業や関連産業及びその他の中小企業が廃業に追い込まれることがないように、所得補償などの具体的支援を行うべきと考えますが、いかがか、伺います。

あわせて、商店街の復興に向けて活用が期待されるグループ補助金の適用について、利用要件の緩和など、制度の拡充とともに、早期に実施すべきと考えますが、御見解を伺います。

札幌市清田区、東区、北広島市などで液状化現象や地盤沈下が起きました。

我が会派は、2011年の質問で液状化現象についてただし、道では北海道地盤液状化予測地質図を作成したことは承知していますが、今回の札幌などにおける液状化現象等をどのように考えているのか、伺います。

また、今回の地震において液状化等が起きた場所を特定し、データの積み重ねによって、液状化しやすい場所での開発を規制するなど、全道における土地利用のあり方を検討すべきではありませんか、伺います。

液状化や地盤沈下が起きやすい土地に、住宅、その他の建物が建てられている、道路になっているなど、現在の利用状況を分析し、対応を事前に検討すべきと考えますが、御見解を伺います。

道内の広範囲に及んで停電や断水が続きました。日常生活で特に影響が大きかった項目について、順次質問してまいります。

スマホや携帯電話のバッテリーを充電できる市役所等に長蛇の列ができました。

USBポートや充電器を避難所の備品として位置づけたり、公共施設、コンビニでの充電体制を整えるべきですが、いかがか、伺います。

また、在宅で酸素濃縮器や吸たん器を使っている場合の対処方法を検討すべきと考えますが、いかがか、伺います。

集合住宅等の屋上の貯水槽から各戸へ給水しているところでは、直結工事を緊急に行うことで、各戸への配水を復活できたところが数多くあったはずであります。

道内の建築物の水道直結化にどう取り組むのか、伺います。

SNS上で、数時間後に大地震が来る、断水になるなどの流言飛語が拡散され、不安が広がりました。

道において、SNS上における流言飛語の発生は確認していたのですか。道としてどのような対応を行ったのか、伺います。

全道的な停電により、正確な情報を得られない中で、今後、道民が正しい情報を受け取れる環境をどのようにつくっていくのか、御見解を伺います。

安倍首相は、予備費から5億4000万円を充てると明言されましたが、余りにも少な過ぎます。

生活となりわいの復旧、復興のためには、原状回復と同時に、停電による被害も含め、所得の補償など、きめ細かい支援が必要ですが、北海道史上、過去に例のない大災害からの立て直しのためにも、前例にとらわれない抜本的な支援を国に求めるべきと考えますが、いかがか、伺います。

また、これから寒さ厳しい季節を迎える中、被災地からは、心も休めることができる住居への要望が出ています。

仮住まいとしての仮設住宅やみなし仮設住宅、暮らせるための暖房器具、家財道具など、生活を復旧できるように支援に取り組むことが急がれます。知事はどう取り組むのか、伺います。

災害救助法の枠を最大限広げる柔軟な対応を具体的に国に求めていくべきではありませんか、あわせて伺います。

次に、災害時における電力供給体制の問題についてです。

ブラックアウトしたことを利用し、泊原発を再稼働すべきだという俗論が一部にあります。泊村は震度2でありましたけれども、外部電力が喪失したために、非常用発電機が起動しなければ、使用済み核燃料の貯蔵プールを冷却することもできなくなり、燃料が溶融しないかと、道民に大きな不安を与えました。なぜ、電源復旧に9時間もかかったのですか。

原子力規制庁でさえ、外部電源の復旧に関する報告のおくれなど、情報提供が不十分だったとして、北電に改善を指示したとのことですが、知事は、泊原発の外部電源の一時喪失事故をどのように受けとめ、北電にどう対応したのか、伺います。

全道がブラックアウトするという未曾有の事態について、北電幹部は、記者会見で、「厚真火力の3基とも損壊し、長期に停止することは想定していなかった」と言いわけをしていますが、震源から10キロメートル先には、主要な活断層である石狩低地東縁断層帯が存在していることが既にわかっています。

北電は、地震の発生をあらかじめ想定し、最悪の事態を避ける対応策を具体的にとることができたはずで

す。リスク管理を甘く見た北電の責任は極めて重いと考えますが、知事の見解を伺います。

厚真発電所以外の道内の主要発電所は、伊達、知内の70万キロワットのほか、奈井江、新冠などは40万キロワットから20万キロワットであり、泊原発の207万キロワットと苫東厚真発電所の165万キロワットは突出しています。

北電は、巨大な発電設備に依存する構造であります。苫東厚真発電所の危機管理ができない北電が、原発の事故を防げるとはとても思えません。

一方、企業や家庭などの太陽光発電が非常用電源として大いに役立ったことが注目されています。

今後は、危険な原発など大型発電所に依存せず、再生可能エネルギーを軸に、地産地消、地域分散型のエネルギー構造に改変すべきと考えますが、あわせて知事の見解を伺います。

泊原発や苫東厚真のような大型発電所は、電力会社に大きなもうけをもたらします。これらは、北電が利益に固執しているためにつくられたものであり、事故や緊急停止が起これると全道に甚大な影響をもたらす、脆弱な電力供給体制と言わざるを得ません。

知事は、電力の安定供給よりも利益を優先する北電の体質を変える必要があるとお考えですか、伺います。

大型発電所に依存し、全道にブラックアウトをもたらし、道民生活と道内産業に大打撃をもたらしたことは、北海道でほぼ独占的にエネルギー供給を行う重大な社会的責任の放棄であり、許されないとと思いますが、知事は、北電の責任について、どう考え、どう求めていますか。明らかにしてください。

次に、知事の政治姿勢に関して、まず、北方領土問題等についてであります。

ロシアのウラジオストクで行われた東方経済フォーラムで、プーチン大統領が、年末までに前提条件なしで平和条約を結ぼうと呼びかけました。

ロシアが北方の島々を不法に占拠している現状に照らせば、前提条件なしの平和条約締結などは、領土要求の全面放棄となります。この論外の提案に対し、安倍首相は、反論もせず、ただ沈黙していたと報じられています。

知事は、この首相の重大な外交的失態をどう捉えていますか。

ロシアがこのような姿勢である限り、共同経済活動などは、北方領土問題の解決どころか、やればやるほど、四島でのロシア統治を後押しすることになるだけではありませんか。知事の見解を伺います。

次に、日米・日豪共同訓練と日米地位協定のあり方等についてです。

米軍の輸送機のオスプレイが参加する、米海兵隊と陸上自衛隊との共同訓練が今年10日から道内で行われる予定でありましたが、地震の発生を受け、今年度は中止となったものの、来年度以降も継続して実施されることが懸念されます。

先ごろ札幌で開催されました全国知事会議では、日米地位協定を抜本的に見直し、米軍に対する国内法の適用や、事件・事故時の自治体職員の立ち入りの保障などの明記を求める提言が初めてまとめられました。全ての知事の総意であり、極めて重いものがあります。日本政府は、これを正面から受けとめ、米国政府に対して、必要な改定を直ちに提起すべきであります。

地位協定に関し、これまで、我が党は、ドイツやイタリアに比べ、米軍に治外法権的な特権を与えていることを指摘し、抜本的な改定を求めてきたところでもあります。

知事は、御自身がホスト役を務めた全国知事会議の総意である日米地位協定の見直しの提言について、どのように認識し、今後の道行政にどう生かすおつもりなのか、知事の政治信条を含めて伺います。

次に、安倍首相の改憲発言についてです。

安倍首相の憲法改悪への異常な言動がとまりません。

先月12日の地元・山口での講演会で、自民党としての憲法改正案を次の国会に提出できるよう取りまとめを加速すべきとの発言に続き、今日3日付の産経新聞のインタビューでは、国会議員が発議を怠り、国民に権利を行使させないことは、国民に対する責任放棄だとのそしりを免れないと言い切るなど、改憲の意向をむき出しにいたしました。

自衛隊幹部の会合では、自衛隊員が誇りを持って任務を全うできる環境を整えることが政治家の責任とまで言い出しました。

憲法の尊重擁護義務がある内閣総理大臣が、憲法遵守を誓って任務についた自衛隊の高級幹部に対し、自衛隊明記の改憲を説くなど、あってはなりません。

知事は、このような安倍首相の改憲に前のめりの言動を政治家としてどう受けとめるのか、伺います。

そもそも、安倍首相が改憲を持ち出しているのは、国民の間で改憲が問題になっているからでもなく、総裁選で改憲が焦点になったからでもなく、ただみずからの執念のためです。

今日3日付の毎日新聞の世論調査では、次の首相に期待するものとの問いに対し、上位は、「年金・医療」や「景気対策」で、「憲法改正」はわずか4%にすぎません。

国民の意識とかけ離れた首相の改憲ありきの姿勢は、世論にも時代にも逆行する異常なものと考えないのか、伺います。

次に、道民生活に関し、まず、貧困対策等についてです。

10月から生活扶助が削減されます。これまでも連続的に生活保護費が削減されてきましたが、冬季加算の影響があり、道民にとって、特別大きな影響をこうむってまいりました。

1世帯当たりの生活扶助費は、2013年の基準額削減に重ねての今回の削減であり、それらの合

計は最大でどの程度の削減になるのか、知事はどのように受けとめているのか、伺います。

札幌市内で、生活保護利用者が、電気料金の未払いのため送電をとめられ、熱中症で死亡しました。

経産省は、電力会社に、各自治体の福祉部局との連携を強化して対処するように、通達文書を出しています。生活困窮者と把握できた場合は、未払いによる電力供給停止について柔軟な対応をすることや、福祉部局との連携強化を求めています。

今後、どのように連携強化を図るのか、札幌のような悲劇を繰り返さない知事の決意をお聞かせ願います。

2016年度、全国の大学等進学率は約73%となっている中で、2017年度の道内における生活保護世帯及び児童養護施設の子どもの大学等進学率は、それぞれ、36.9%、35.2%と、極めて低い到達点であり、生まれ育った環境に左右されていることは問題だと考えますが、知事は、生活保護世帯及び児童養護施設の子どもの大学等進学率について、どう受けとめ、どう改善を図るのか、伺います。

生活保護利用世帯では、大学等に進学するために、保護世帯から除外する世帯分離が行われてきました。

ことしから、住宅扶助や進学準備給付金が出される部分的な改善がなされておりますが、世帯分離をして保護利用世帯から進学者を排除する原則は変わっていません。

これは、生活保護利用であれば進学を阻止されることにつながり、進学する者には生活保護を利用させないという差別であり、教育の機会均等の観点から問題があるのではないかと考えますが、知事の見解を伺います。

生活保護世帯の子どもの大学等に進学した場合、世帯分離をされ、アルバイトや奨学金によって生活を支えることとなりますが、アルバイト収入が生活保護基準を下回る大学生等が生活保護を申請した場合、知事は、大学で学びながら生活保護を利用することを認めるおつもりなのか、伺います。

3月、一人親家庭生活実態調査がまとまり、低所得や孤立など、深刻な実態が明らかとなりました。

非婚の親の場合、保育料等は、寡婦（夫）控除が適用されたものとみなして軽減するみなし適用が申告制で実施されるようになりました。

道内の全ての非婚の一人親に制度が適用されているのか、実施状況を伺います。

あわせて、所得税、住民税などに関しても、非婚の一人親世帯の支援を強化すべきだと考えますが、知事のお考えはいかがですか。国に対して求めるべきではありませんか。いかがか、伺います。

次に、公文書管理等についてです。

有害図書の指定にかかわり、北海道青少年健全育成審議会社会環境整備部会の議事録が、北海道文書管理規程に反して作成されていなかったことが判明しました。その後の全庁調査の結果

で、実に33の会議で議事録や議事概要を作成していなかった実態が明らかとなりました。

総務部は、これまで、2度にわたって公文書管理の通知等を発出してきましたが、そのかいもなく、会議録がつくられないことが続いたのはなぜなのか、何うとともに、かかる事態の重大性を知事はどう認識しておられるのか、通知が徹底されなかった要因を伺います。

また、二度とこのような事態を起こさないために、知事はどう改善を行うのか、伺います。

有害図書の指定に関する基準は、北海道青少年健全育成条例及び有害興行等の禁止指定等に関する認定基準により判断されるとしておりますが、そこには明確な判断基準はなく、表現の自由に配慮する等の規定は一切ありません。

有害図書の指定は、18歳未満への販売禁止、書店での販売場所に制限を設けることなど、強い規制を課すものです。だからこそ、指定に当たっては、客観的基準に基づき、表現の自由に十分配慮を行った上で、なぜ指定されるに至ったのかを検証できるようにすることが必要です。

有害図書の指定に当たっては、今後、表現の自由に十分配慮する旨の規定を盛り込むなどの見直しを行うべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、地方交通に関し、まず、JR路線問題等についてです。

国土交通省は、JR北海道に対して、2年間で400億円台の財政支援とともに、期限つきで赤字路線の廃止を迫り、地元負担を求めました。地方に対して、国と同水準の負担を求めるものですが、支援の具体的な枠組みは明らかにされていません。

北海道としては到底受け入れられないものでありますが、国と同水準の負担に地方が耐えられるとお考えか、知事の見解を伺います。

国は、2年間の集中改革期間で、今後の方向を決定づけようとしているように思われます。

今後2年間の取り組みで国は何を求め、評価はどう行われるのか、道と市町村の声をどう反映させていくお考えか、伺います。

胆振東部地震で不通となった道内の各路線の運行再開が発表されましたが、地元が切望している日高本線の復旧については手がつけられず、2015年1月以来、放置されたままです。

一昨年8月の台風で不通となった根室本線の新得―東鹿越間も、復旧は雪解け後にというJR北海道の社長の発言がほごにされています。

大きな災害が起きたことを理由に、路線廃止を既成事実化することは許されません。早期復旧を求めるべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、北海道新幹線の事業見通し等についてです。

JR北海道は、新幹線の札幌開業を果たせば経営改善ができると繰り返していますが、根拠は示されていません。巨費が投じられる計画ですが、経済効果の裏づけがないと言わざるを得ません。

第2回定例会の私の質問に対して、今後の収支見通しについて、できるだけ早く公表するようJR北海道に求めていくとの答えがありましたが、どのような回答を得たのか、この際、道としての見通しと対応策も明らかにしてください。

新函館北斗—札幌間の約8割がトンネルで、発生土の処理に不安の声が出ています。鉄道・運輸機構の報告書では、18トンネル中、札幌トンネルなど、少なくとも6トンネルから、基準値を超えるカドミウムなどの有害重金属が検出されています。ところが、汚染土の処理場の確保は1割程度と聞いています。

環境汚染について、道民から不安の声が出るのは当然です。知事はどう考えますか。

北海道新幹線は問題が山積んでいます。延伸計画は、一度立ちどまり、見直しを検討すべきではありませんか。知事の認識を伺います。

次に、経済・産業対策に関し、カジノの道内誘致についてです。

IRに関する有識者懇談会が設置され、2回の会議が行われていますが、カジノ反対の立場で意見を述べる委員は1人もいません。道民世論で半数以上が反対しているにもかかわらず、その声を代弁する構成とは言いがたいです。

道は、高い見識を持つ方々を道内外から選任したとしておりますが、なぜ、道民世論を正しく反映させる構成にしなかったのか、カジノに反対する道民世論をいかにして反映させるのか、伺います。

胆振東部地震の災害対応と生活再建を真っ先に行うべきときに、カジノ誘致を行っている場合ではありません。

カジノの道内誘致に道民理解を得られると知事は考えておられるのか。誘致の是非について、一度立ちどまり、再検討を行うべきと考えますが、あわせて知事の見解を伺います。

最後に、第1次産業対策に関し、まず、食料自給率等についてです。

国内の食料自給率は、2017年度、カロリーベースで38%と、依然低下を続けています。

食料安全保障の観点からも、今回の北海道胆振東部地震と、それに続く大規模停電によって、食料生産の基盤強化の重要性が改めて浮き彫りになりました。

ところが、2016年度の本道のカロリーベースの食料自給率は、前年を大きく下回り、初めて、秋田県にトップの座を譲る結果となりました。

北海道が食料自給率第1位から転落するという前代未聞の事態を知事はどう受けとめているのか、伺います。

日本の食料基地である北海道が安定した食料生産を続けることは、日本全体の自給率向上のためにも極めて重要と考えます。知事の認識と今後の対応策をあわせて伺います。

次に、種子に関する条例の制定についてです。

種子法の廃止を受け、公的種子の安定供給と食料安全保障の実現の観点から、北海道で、農業生産と、消費者の安全、安心を保障する種子に関する条例の制定は極めて重要です。

条例の制定に当たっては、国や道などの公的機関と産業団体等が連携して、開発、生産をしていくこと、種子情報の流出防止対策などを盛り込むことが重要と考えます。

先日、道の条例骨子案が示されました。

条例を制定している他県にはない民間事業者の参入促進がなぜ盛り込まれているのか。営利企

業による利益追求に道を開くものではありませんか。

また、米や麦、大豆だけでなく、北海道で広く栽培されているソバ、豆類などの主要畑作物についても対象とすべきではないですか。

知事が考えている条例は、これまでの種子法とどういう違いがあるのか、多くの道民が関心を寄せており、拙速な判断は避けるべきであります。知事の認識を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）日本共産党、宮川議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、被災者支援についてであります。今月6日に発生した地震は、これまで経験したことがない過去最大となる震度7を記録し、人的被害を初め、住家やライフラインの損傷、道内全域の295万戸の停電により、全道において甚大な被害が生じているところであります。

こうした中、道といたしましては、国や市町村など関係機関と連携しながら、人命最優先のもと、救出・救助活動など応急対策に取り組んできたところであります。

このたびの災害においては、被災された方々が多数生じており、道といたしましては、市町村や関係機関と連携しながら、被災地におけるニーズを把握するとともに、避難所の運営や、高齢の方々など要配慮者への支援、応急仮設住宅の早期建設など、被災された方々のお気持ちに寄り添いながら、きめ細やかな支援に努め、一日も早い復旧、復興に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、事業者などへの支援についてであります。このたびの地震では、農業施設や中小企業の設備等の損壊、農地への土砂の流入のほか、大規模停電による酪農家や中小企業の事業活動の停止など、本道経済に大きな影響が生じているところであります。

このため、道では、災害発生後、直ちに、災害貸し付けの適用や、本庁及び振興局に特別相談室の設置を行うなど、被災中小企業者に対する資金需要や経営相談にきめ細やかに対応するとともに、農業改良普及センターによる乳房炎対策などの営農技術指導や、低利な制度資金に関する情報提供など、被災農業者の方々に対する支援に取り組んでいるほか、国に対し、農林水産業、中小企業の早期復旧や復興に必要な各種支援策について要請しているところであります。

道といたしましては、引き続き、市町村や関係団体などと連携をし、被害の実態把握を進めながら、被災した農林水産業や中小企業の復旧、復興に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、災害時の情報提供についてであります。災害時には、正確な情報を速やかに住民の皆様方に伝達することが極めて重要であります。

このたびの災害では、根拠のない誤った情報が発信、拡散されていたこともあり、道では、ホームページで注意喚起を行うとともに、Lアラートにより、避難所の開設状況などをテレビやラジオを通じて伝達したほか、防災情報システムの活用により、各種警報や避難勧告等の正確な情報の伝達に努めたところであります。

今後、道といたしましては、気象台や道警察など関係機関と連携しながら、発災時における道民の皆様方への正確かつ迅速な情報伝達に努めるとともに、このたびの災害応急対策の検証を行い、今後の防災対策に反映をしてまいります。

次に、震災からの復旧、復興に向けた国の支援についてであります。このたびの災害からの復旧、復興に向けては、国からの緊急かつ重点的な支援が不可欠であり、道では、国に対し、激甚災害の早期指定や災害復旧事業の促進、被災者支援、産業被害からの復興などの緊急要望を行っており、国においては、人的支援や物資等の供給、さらには、激甚災害の指定見込みが速やかに示されるなど、本道の実情や要請を踏まえた迅速な対応をしていただいているところであります。

道といたしましては、災害からの復旧に向けた取り組みを着実に進めるとともに、国に対し、引き続き、災害時におけるエネルギーの確保や、今回の地震による被害、影響の特徴を踏まえた支援など、復旧、復興に向け、必要な対策を求めてまいりる考えであります。

また、できる限り早期に、住宅を失った方々の住宅を確保するため、道営住宅の272戸を無償提供するとともに、被災自治体の意向を踏まえ、応急仮設住宅や生活必需品の提供などを行う考えであり、内閣府を初め、関係省庁と常に連携しながら、被災された方々のお気持ちに寄り添い、その実情を踏まえた対策に全力で取り組んでまいります。

次に、電力の安定供給についてであります。このたびの地震に伴い、一時、北海道全域に及んだ停電は、道民の暮らしや産業活動に重大な影響を与えており、電力事業者としての北電の責任は極めて重いと考えるところであります。

さきの世耕経産大臣との面談では、今回の震災により大規模停電が生じた原因の分析を行った上で、国と道が協力してエネルギー供給の強靱化に取り組むことを確認したところであり、道といたしましても、こうした事態を再び生じさせないよう、国との連携のもと、しっかりとした検証を行い、暮らしと経済の基盤であるエネルギーの安定供給に向けて取り組んでまいります。

次に、北方領土問題についてであります。このたびのプーチン大統領の発言に関し、安倍総理は、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという我が国の方針のもと、引き続き、平和条約締結に向けた交渉を進めていくとの考えを示しており、私といたしましても、領土問題の解決を前提とした取り組みを進めていくものと考えているところであります。

また、共同経済活動は、両国の首脳が、平和条約締結に向けた重要な一歩になり得るものとして合意したものであり、道といたしましては、今後とも、北方領土問題の早期解決に向け、共同経済活動や領土問題に関する交渉など、国の動向を注視しながら、隣接地域等と連携を図りつつ、粘り強く返還要求運動に取り組んでまいります。

次に、日米地位協定についてであります。本年7月、札幌で開催された全国知事会議においては、日米安全保障体制が、国民の生命、財産や領土、領海等を守るために重要である一方、米軍基地の存在が、基地周辺住民の安全、安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面があること、日米地位協定が、国内法の適用や自治体の基地立ち入り権がないといった現

況にあることなど、現状や課題を改めて確認した上で、基地負担の軽減や日米地位協定の見直しを求めることなどを内容とする提言を、都道府県知事の総意として取りまとめたところでありま

す。
私といたしましては、今後とも、全国知事会と連携をして国に働きかけるなど、道民の皆様の安全、安心の確保に向けて取り組んでまいります。

次に、憲法についてであります。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義といった、現行憲法が掲げる基本的な考え方は、今後とも最大限尊重すべきものと認識をいたします。

一方で、制定から70年余りが経過し、国内外の社会経済情勢の変化に応じて憲法の見直しを行うことはあり得るものと認識するものであり、さまざまな御意見がある中、国会の場で十分に議論を深めていただくことはもとより、国民の関心を喚起し、幅広く議論を尽くすことが何より重要と考えるものであります。

このたびの首相の発言は、こうした国民的な関心や議論を喚起する上での発言ではないかと受けとめるものであります。

次に、生活に困窮している方々への対応についてであります。道では、平成24年に、地域での見守り活動連携会議を設置し、電気、ガスなどのライフラインや、新聞、住宅関連などの民間事業者など25団体と、高齢者や障がいのある方々を地域で支えるための共同宣言を行い、これまで、ライフライン事業者と市町村の情報共有の仕組みづくりや、見守りのためのネットワークの構築などに取り組んできたところであります。

こうした中、本年7月、札幌市でまことに残念で痛ましい事案が発生したことを踏まえ、道といたしましては、改めて、ケースワーカーによる生活環境や健康状態の確認を徹底するとともに、市町村と事業者に対して、一層の連携強化を働きかけるなどして、生活に困窮する方々が安心して暮らすことができる地域づくりに取り組んでまいります。

次に、文書の管理についてであります。このたび、道の審議会において会議記録が作成されていなかった事案を受け、全庁を対象に、会議記録の作成状況を点検した結果、審議会や懇談会など816のうち、33の会議において記録が作成されていなかったことが判明したところであります。

会議記録を作成することの重要性については、これまでも繰り返し周知してきたところでありますが、通知の趣旨が徹底されていなかったことは、まことに遺憾であります。

この要因としては、道の諸規程や通知の内容を担当者が独自に解釈していたり、それを管理職員が適切に指導できていなかったことなど、文書管理に対する職員の認識が十分でなかったものであり、今回の事態を踏まえ、管理職員を対象とする研修の実施などを通じて、文書管理に関する職員の意識の向上にお一層努めてまいる所存であります。

次に、J R北海道への支援についてであります。国が示した、J R北海道に対する支援の考え方に対しては、国と地域の負担水準の考え方や、2年間という短い支援期間で検証を求められることなど、整理すべきさまざまな課題があると考えられるものであり、沿線市町村の皆様方から

も、そうした点を指摘する声が上がっているところであります。

道では、今後、関係者会議を開催し、地域負担に関する法的根拠や道内の自治体が負担が可能な支援規模、地方財政措置の内容等に加え、このたびの震災により、本道の観光や物流等への影響が強く懸念されることを踏まえたJR北海道の経営再生に対する考え方などについて、改めて国に詳細な説明を求めるとともに、こうした情報を地域の検討協議の場に提供しながら、地域の実情や意見を踏まえた支援制度が構築されるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、被災路線に係る対応についてであります。日高線の鶴川―様似間並びに根室線の新得―東鹿越間においては、運休が長期にわたり、地域住民の皆様の暮らしにさまざまな影響が出ている中、道では、現在、交通政策総合指針の考え方に基づき、地域の実情を踏まえた最適な公共交通体系のあり方について、将来の地域づくりと一体となった検討協議を進めているところであります。引き続き、地域の皆様と議論を尽くしてまいりたいと考えております。

また、このたびの地震により被災した日高線の苫小牧―鶴川間については、現在、JR北海道において、詳しい被災状況を調査しているところであります。道といたしましては、早期の運行再開に向け、JR北海道に対し、被災状況の確認と対応を急ぐよう、強く求めてまいります。

次に、新幹線の収支見通し等についてであります。道では、これまでも、JR北海道に対し、収支改善の見通しを明らかにすることや、収益拡大に向けた取り組みを強化するよう求めてきているところであります。JR北海道からは、札幌開業後の2031年度における経営自立を目指し、現在策定中の中期経営計画などの中に、新幹線の収支改善に向けた方策を盛り込むなど、徹底した経営努力に全力で取り組むとの回答を得ているところであります。

道といたしましては、引き続き、JR北海道に対し、新幹線の収支見通しについて、できるだけ早く明らかにするよう求めるとともに、高速化のほか、北東北地方との連携事業や、大規模イベントにおけるPRなど、利用促進に向けた取り組みを進め、新幹線の開業効果を全道に広げ、持続的な鉄道網の確立に資するよう、関係団体と連携を図りながら、積極的に取り組んでまいります。

次に、IRの誘致についてであります。道といたしましては、現在、甚大な被害をもたらした胆振東部地震からの復旧、復興に全力を挙げているところであります。

一方、IRについても、観光立国・北海道を目指す中で、十分にスピード感を持って検討していくことが重要と認識いたします。

このため、道といたしましては、今後も、道議会はもとより、有識者懇談会の皆様を初め、各界各層の方々の幅広い御意見をしっかりと聞きながら、IRがもたらすプラス、マイナスの両面からの効果等について、さらに検討を進め、誘致について適切に判断をしてまいります。

次に、食料自給率などについてであります。北海道は、恵まれた資源を生かしながら、すぐれた技術などを積極的に導入し、我が国の食料生産を担ってきたところであります。平成28年度は、本道を襲った相次ぐ台風により、小麦やパレイショなどの収穫量が減少し、これにより、

本道における食料自給率が低下したところであります。

道といたしましては、1次産業において設定した生産努力目標の達成に向け、その生産力がフルに発揮されるよう、災害に強い生産基盤の整備や、栽培漁業、資源管理の推進、地域に適した優良品種の開発、新規就業者を初め、地域の1次産業を支える多様な担い手の育成確保など、各般の施策を積極的に進め、安全、安心な食料の安定供給に全力で取り組み、食料自給率の向上に一層寄与してまいります。

最後に、主要農作物等の種子生産についてであります。本道農業が、我が国の食料の安定供給を担い、地域の基幹産業として持続的に発展していくためには、農作物の安定生産が重要であり、その基本となる優良な種子の安定的な供給が不可欠であると認識をいたします。

道といたしましては、条例の検討に当たって、こうした考え方のもと、種子生産における農業団体の役割や参入促進とあわせて、主要畑作物も含め、栽培される作物ごとの生産状況などを踏まえた種子生産のあり方について、地域からの意見などを幅広く聞くとともに、道議会や審議会での御議論を通じ、安全、安心な道産農産物の安定生産に向け、種子生産を一層充実させ、本道農業の果たすべき役割をさらに高めるものとなるよう、検討を進めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 副知事辻泰弘君。

○副知事辻泰弘君（登壇）災害対策などについてお答えします。

まず、停電の住民生活への影響に関し、在宅で医療機器を使用する患者への対応についてであります。在宅で酸素濃縮器などの医療機器を使用する患者につきましては、停電により、生命や身体の安全に重大な影響を及ぼすことがないように、万全の体制を備えておくことが重要であると認識しております。

このため、従前から、道では、こうした方々が、停電時に、生命、健康に支障が生じないように、医療機関や医療機器メーカー等に対し、十分な連携のもと、適切な対応を行うよう要請してきたところでございます。

今般の災害についても、医療機器メーカー等と連携し、患者の安全等を確認しているところであり、今後に向けて、引き続き、医療機関や医療機器メーカー等の関係者と連携し、対応状況を確認するなどして、停電時における在宅患者の安全確保に取り組んでまいります。

次に、苫東厚真火力発電所などについてであります。このたびの停電は、道民の暮らしと産業活動に深刻な影響を与えており、今後、こうした事態が再び生じないように、しっかりとした検証を行っていくことが重要と考えております。

地震に伴い、最も早い段階でトラブルが生じたとされる苫東厚真火力発電所につきましては、技術的、専門的な見地から、その原因の徹底的な究明を行った上で、万全な対策が実施されなければならないと考えるところでございます。

次に、エネルギーの地産地消についてであります。本道において、身近な地域で自立的に確

保できる、太陽光、風力、水力などの再生可能エネルギーは、経済性や出力の変動などの課題がある一方、稼働時に電力を用いずに発電できるといった利点を有しているところであります。

このため、道では、これまでも、太陽光発電を地域の非常用電源として活用する取り組みなどを支援してきているところであり、今後さらに、本道のポテンシャルを生かして、地域や企業の皆様と連携したエネルギーの地産地消の取り組みを加速してまいる考えでございます。

次に、電力供給についてであります。暮らしと経済の基盤である電力につきましても、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合が重要であり、北電におきましても、電力事業会社として、こうした考えのもと、電力の供給に万全を期していく必要があると認識しております。

次に、貧困対策等に関し、生活扶助基準についてであります。国においては、5年に1度、生活保護基準の見直しが行われてきたところであり、その内容は、年齢や世帯人員、居住している地域によって異なりますが、今回の生活扶助基準の減額では、平成25年度の見直し時の10%以内とする減額緩和措置に加え、5%以内とする減額緩和措置を加味することとされたところでございます。

生活保護基準は、最低限度の生活を保障する水準として適切な基準となるよう、国が一般低所得者世帯の消費実態との均衡について検証を行った上で定めているものであり、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障するものと認識しております。

次に、生活保護世帯などの子どもの進学についてであります。生活保護世帯の子どもや児童養護施設を退所した子どもたちが大学等に進学することは、貧困の連鎖を断ち切り、自立を助長するために有効であると考えております。

こうした子どもたちの大学等への進学率は一般世帯を下回っており、道としては、進学を希望する子どもたちに対し、給付型奨学金などの情報提供をきめ細やかに行うとともに、新たに創設された、生活保護制度における進学準備給付金のほか、児童養護施設退所後の進学支度費などの制度を活用するなどして、子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されないよう、大学等への進学のための支援に取り組んでまいる考えでございます。

次に、生活保護世帯から分離する取り扱いについてであります。国の社会保障審議会では、生活保護世帯出身の学生の生活状況の実態などを踏まえ、こうした子どもの大学等への進学を含めた自立支援について、引き続き検討しているところでございます。

生活保護制度は、国が定める基準によって実施されるものであり、生活保護を受給しながら大学等に就学することについては、その時々を経済情勢や社会通念などの変化を踏まえ、高校卒業後、就職する方や、働きながら夜間大学等で学ぶ方、生活保護を受給されていない方とのバランスなどを考慮して検討されるべき課題であると認識しているところでございます。

次に、大学生等の生活保護の受給についてであります。生活保護は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティーネットであり、学生か否かを問わず、申請の意思のある方へは、個々の資産や能力、さまざまな施策の活用などに関する助言、申請手続の援助指導を行うとともに、申請受理後は、関係法令にのっとり、適正に保護の要否を決定するものでござ

ございます。

なお、本年の生活保護法改正により、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援を図ることを目的として、進学準備給付金制度が創設されたほか、自宅から大学等に通学する場合の住宅扶助費を減額しない取り扱いに変更されたところであり、道としては、こうした制度の周知を図るとともに、担当のケースワーカーによるきめ細かいアドバイスなどを通じて、生活保護世帯の子どもの進学を支援していく考えでございます。

最後に、経済的負担の軽減についてであります。一人親家庭は、婚姻歴の有無にかかわらず、経済的に厳しい状況にありますことから、道では、離婚等により一人親になった方の税負担を軽減する寡婦（夫）控除について、未婚の一人親も対象とするよう、国に対し、税制度の改善を要望してきたところでございます。

今般、国では、保育料や難病医療費助成制度等の施策において、未婚の一人親も寡婦（夫）とみなして自己負担の軽減などを図る措置を、本年6月以降、順次講じているところでございます。

道といたしましては、引き続き、国に所得税法の改正を求めていくとともに、寡婦（夫）控除のみなし適用につきまして、市町村の協力も得ながら広報するほか、一人親を対象とした手当を受給する方々に個別にお知らせするなどして、制度の一層の周知を図っていく考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事窪田毅君。

○副知事窪田毅君（登壇）北海道新幹線についてお答えをいたします。

トンネル工事に伴う発生土についてであります。建設主体の鉄道・運輸機構においては、対策が必要な発生土については、学識経験者による委員会で処理方法等を検討し、国土交通省が定めたマニュアルに基づいて処理するとともに、受け入れ地の確保に当たっては、周辺環境への影響に十分配慮し、沿線自治体や地域住民の方々に丁寧に説明しながら取り組んできているところであります。

道といたしましては、沿線自治体や鉄道・運輸機構などで構成する連絡調整会議において、対策が必要な発生土の処理方法等について、情報共有や必要な調整を行いますとともに、2030年度末の札幌開業に支障が生じないよう、札幌市などの関係自治体と緊密に連携し、引き続き、受け入れ地の確保などの課題解決に向け、積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事阿部啓二君。

○副知事阿部啓二君（登壇）災害対策などについてお答えいたします。

初めに、北海道胆振東部地震対策に関し、まず、地震による液状化等への対応についてでございます。近年、埋め立てによる土地開発などに伴い、以前にも増して、地震に起因する地盤の液状化被害が発生しやすい傾向にあるとされているところでございます。

こうした中、国では、大規模地震発生時において、液状化による宅地の被害を防止するための助成制度を設けているところであり、また、国土交通省によると、道内の七つの市が、液状化のリスク等を示した液状化マップを作成、公開しているところがございます。

さらに、国においては、これまで数次にわたり、液状化対策などを強化してきたところであり、道といたしましては、今後とも、国の動向を注視しながら、宅地の液状化対策に適切に対応してまいる考えであります。

次に、被災者の情報収集への支援についてであります。このたびの災害では、地震により全道域の295万戸で停電が発生し、情報の収集等の重要なツールである携帯電話やスマートフォンの充電に支障が生じたことから、国と連携し、電源車、巡視船による電源供給などを行ったほか、本庁や振興局のロビー等を充電場所として開放するなど、住民等の情報収集が可能となるよう努めてきたところがございます。

道といたしましては、スマートフォンの充電等も含め、被災された方々の情報収集手段や、道の情報伝達に関する対応等について検証を行い、今後の防災対策に反映してまいる考えであります。

次に、中高層住宅等への給水についてであります。今回の地震では、全道域の停電により、中高層の建物において、屋上に設置してある貯水槽に給水するポンプ等の停止により断水となり、居住者に大きな影響が生じたところがございます。

既存建物での、貯水槽を経由しない直結給水への切りかえは、必要な圧力に耐える給水管等の整備が必要で、建物の設置者の了解を含め、計画的な取り組みが必要となりますが、この方式は、衛生面のほか、ある程度の上層階までは給水が可能であるなど、エネルギー利用面でも利点があることから、道といたしましては、今後、水道事業者に対し、直結給水の取り組み事例を紹介するとともに、補助制度の活用を促すなどして、その普及に努めてまいります。

次に、災害時における電力供給体制に関し、泊発電所についてであります。福島第一原発事故を踏まえて策定された新規制基準においては、電源喪失への対応として、電源構成の多重化や多様化を図るよう定めているところがございます。

このため、泊発電所については、今回の地震で、震源に近い火力発電所の停止に伴う全道的な停電が発生したことにより、外部電源が喪失し、他の発電所の稼働による電力確保に一定の時間を要したものの、非常用発電機が直ちに作動し、発電所に異常は生じなかったものでございます。

しかしながら、原発は何よりも安全性の確保が最優先であり、道といたしましては、北電に対し、規制基準を満たすことはもとより、さまざまなリスクを想定し、常に規制以上の安全レベルの達成に努めるよう求めているところがございます。

次に、有害図書類の指定についてであります。道では、青少年が心身ともに健やかに成長することができる社会環境を整えるため、青少年健全育成条例に基づき、青少年の閲覧や視聴が不適切と認められる有害図書類の規制を行っているところがございます。

有害図書類の指定に当たっては、これまでも、憲法が保障する表現の自由にかかわるものであることを踏まえ、青少年健全育成審議会において、専門的な見地から審議を行うとともに、条例に基づく具体的な認定基準に沿って慎重に判断してきたところであり、今後も、こうした考えのもと、青少年の健全育成に向け、制度の適切な運用に努めてまいります。

最後に、I Rについてであります。今般設置した有識者懇談会は、誘致の是非を議論する場ではなく、本道にふさわしいI Rのコンセプトや候補地、依存症対策など、I R誘致の判断を行うに当たり必要な課題について御意見を伺うために設置したものであり、構成員については、I Rに賛成、反対の立場に関係なく、地域振興、国際観光、精神医療など、各分野に精通する方々を選任したところでございます。

これまで開催した2回の懇談会では、依存症などの社会的影響に留意すべきといった慎重な御意見もいただいているところであり、道といたしましては、こうした御意見に加え、各界各層の方々の幅広い御意見をお伺いしながら、引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 宮川潤君。

○30番宮川潤君（登壇・拍手）ただいま答弁をいただきましたが、再質問をいたします。

初めに、北方領土問題等についてであります。

北方領土問題の解決を前提としているとの知事の認識が示されました。

平和条約の締結は、戦争状態を終結させ、国境を画定することを目的としているものです。

プーチン氏の、前提条件なしの平和条約締結という発言は、事実上、領土問題の解決の道を閉ざそうとするものではないですか。

知事はプーチン氏の発言をどう捉えているのか、伺います。

また、その提案に対し、日本の首相が一言の異論も反論も述べなかったことについて、国境を接する北海道の知事として、問題なしとお考えですか、伺います。

また、元島民の代表も困惑と不安を表明しております。当然であります。

知事は、この不安にどう応え、今後、どう取り組むおつもりなのか、明確にお答えください。

次に、災害時における電力供給体制の問題に関し、泊原発の外部電源喪失の問題についてです。

道は、北電に対し、さまざまなリスクを想定し、規制以上の安全レベルの達成を求めていると言っておりますが、苫東厚真火発に対する、地震の発生に備えた具体的な対策も講じることができず、道内の電力需給への危機管理もできず、ブラックアウトを引き起こした利益優先の北電が、泊原発のリスクを想定し、事故を防げるのか、甚だ疑問であります。

知事は、北電が泊原発を安全に再稼働できると本当にお考えですか、はっきりとお答えください。

次に、苫東厚真発電所の危機管理体制の欠如についてです。

厚真発電所は、断層からの距離が10キロメートルであり、リスク管理が甘かったのではないかと

との質問をしたところ、原因を究明した上で対策を実施する旨の答弁でした。

しかし、専門家は、石狩低地東縁断層によるさらに強い地震が考えられるとしており、今回の事故の原因究明を待つまでもなく、もともとのリスクの想定が震度5であり、低過ぎたことは明らかと考えますが、いかがか、伺います。

次に、泊原発など大型発電所に依存する体制についてです。

再生可能エネルギーを軸にした、地産地消の分散型エネルギー構造への転換を求めましたが、答弁は、太陽光発電を地域の非常用電源として活用する取り組みの支援などということでありました。

再生可能エネルギーは、非常用だけでなく、地域のエネルギーの主軸としての一翼を担う位置づけをすべきだと考えますが、知事は、非常用あるいは補助的という位置づけだけではなく、主要な電源の一つとして位置づけるべきと考えてはいないのですか、伺います。

次に、北電の企業体質についてです。

災害時の電力供給の問題について、泊原発や苫東厚真の大型発電所に依存している問題を取り上げました。

答弁は、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合が重要であり、北電もこうした考え方のもとで電力供給をしていく必要があるとのことでした。

ところが、現状はそうになっていないところに問題があるのではないですか。

苫東厚真発電所が発電できなくなっただけで、なぜ、全道の電力供給ができなくなり、ブラックアウトするところまで行ってしまうのかということであります。

経済効率性が最優先で、大型で、安い海外炭を使っている苫東厚真発電所に依存し、原発再稼働を諦めることができないから、毎年700億円もかけて泊原発を維持し続け、再生可能エネルギーへの転換がおくれているのではないですか。

北電は、経済効率、すなわち利潤追求を優先して、一極集中に固執し、安全性、安定供給を後景に追いやっています。企業としての基本戦略の問題についての知事の見解を伺います。

次に、エネルギー供給の社会的責任についてです。

知事は、道民の暮らしや産業活動に重大な影響を与えており、電力事業者としての北電の責任は重いとの答弁をしました。

大型発電所による経済効率性、もうけ優先から安定供給へ、原発から再生可能エネルギー中心へと転換を図るとともに、国に対して、安定供給、分散配置をさせるように求めるべきではありませんか、伺います。

次に、貧困対策等に関し、まず、ライフライン事業者との連携強化についてです。

生活困窮者への対応について、ライフライン事業者との連携強化を求めました。情報共有とネットワーク構築に取り組んできたとのことでした。

2012年、札幌市白石区での姉妹孤立死事案では、ガスがとめられてガス暖房が使えず、知的障がいのある妹が凍死しています。ことし、西区で、電気の供給がとめられた家で、女性が熱中

症で死亡しています。

生活困窮者からのSOSは、まず、公共料金などの滞納にあらわれます。電気やガスなどの供給停止をする際には、生活に困窮していないか、十分確認することが不可欠です。

確認できない場合には、停止しない配慮と、行政の福祉部門からの働きかけを優先するよう要請することが必要ではないですか、伺います。

次に、生活保護利用世帯の子ども及び児童養護施設退所者の大学等進学についてです。

生活保護世帯の子どもや児童養護施設退所者の大学等進学について、支援に取り組んでまいりる旨の答弁でしたが、子どもの貧困対策推進計画での七つの指標に対しては、数値目標を立てて取り組んでいるものの、生活保護世帯の子どもと児童養護施設退所者の大学等進学率については、目標が立てられていません。

目標を設定して本気で取り組むのか、伺います。

次に、生活保護世帯からの進学に当たり世帯分離をする問題についてです。

生活保護世帯からの大学等進学に当たり世帯分離をしている問題ですが、高卒後、就職する方、夜間大学で学ぶ方がいるから、バランスを考慮するとのことでした。生活保護世帯からも、就職する人もいれば、夜間大学に行く方もいます。

問題なのは、生活保護を利用している人には、昼間の大学に行く道が閉ざされているということです。これでバランスがとれていることになるのですか、お答えください。

加えて、私は、教育の機会均等に照らして問題があるのではないかと質問しましたが、明確な答弁はありませんでしたので、改めて伺います。問題なしとお考えですか、お答えください。

教育の機会均等を確保する点でも、大学生の生存権の保障のためにも、生活保護の世帯分離をやめるべきであると考えます。

知事として、国に対して実現を求めるべきですが、いかがか、伺います。

次に、公文書管理の実態についてです。

有害図書の指定に関し、滋賀県では議事録を作成している一方、道では、一切の記録がとられておらず、検証を行うこともできないのは極めてゆゆしき事態であると、知事は重く受けとめるべきです。

道における公文書に関する問題は、今に始まったことではありません。2012年、我が会派の指摘で、HACの経営検討委員会が議事録を作成していなかった問題が発覚しました。

道は、公文書管理規則の見直しを行い、それ以降も、公文書管理の徹底を求めてきたにもかかわらず、三たび繰り返されました。

公文書管理は民主主義の根幹をなすものという認識を知事はお持ちなのか、伺います。

今日まで改善できなかった知事の責任をどう受けとめているのか、伺います。

次に、J R北海道に対する国の支援策についてです。

道は、国が示した支援の考え方について、改めて詳細な説明を求めるとしましたが、その認識は、負担の法的根拠や負担が可能な支援規模など、あたかも地域が財政負担を受け入れることを

前提としているかのような立場です。

関係者会議を開催するだけでなく、知事みずからが、道民の生活を支える鉄路を維持するとの強い意志を示した上で、国の支援規模や、当面は2年間という先を見通すことができない支援のあり方についての問題点を追及するなど、国の考え方を改めさせるよう、地域とともに具体的に取り組む必要があると考えますが、どう対応する考えか、伺います。

次に、北海道新幹線のトンネル工事の残土対策についてです。

新幹線のトンネル工事に伴う汚染土壌の発生については、受け入れ予定地がほとんど決まっていないことに加えて、無対策土も含めた処分地の周辺や、発生した土壌の輸送が行われる沿線の住民に理解を得ていないことが、不安を広げている大きな原因です。

受け入れ地が確保できなければ、工事はとめるのですか。鉄道・運輸機構に対して、より丁寧な説明を求めるつもりはないのですか。今後の道の取り組みについて伺います。

最後に、カジノの道内誘致に関し、道民世論の反映についてです。

有識者懇談会は、構成員以外の意見も聞くことができると、開催要領に明記されています。

カジノ誘致に反対する意見や、疑問、不安を覚える道民の声を反映した運営とすべきと考えますが、いかがか、伺います。

次に、誘致の是非についてです。

先日、カジノ誘致に反対する苫小牧市民の会が、知事に、カジノ誘致を行わないよう要請を行いました。

要請者からは、道民の命と暮らしを守るはずの道が、依存症患者をふやすカジノを推進するのはどうなのかと疑問が呈されました。知事はこの要請をどう受けとめたのか、伺います。

苫小牧市で先般行われた市議会議員補欠選挙では、カジノ反対を掲げた候補者が、市民の支持を得て当選いたしました。

カジノ誘致に多くの市民が反対していることが選挙結果で明確に示されたと考えますが、民意を重く受けとめ、カジノ誘致を断念すると、きっぱり表明すべきであります。知事の見解を伺います。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）宮川議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、北方領土問題についてであります。北方領土の早期返還は、元島民の方々を初めとする道民全体の長年にわたる悲願であり、このたびのプーチン大統領の発言が、仮に、領土問題の解決の先送りの可能性を含むものであるとすれば、受け入れがたいものと認識をいたします。

安倍総理は、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すると、繰り返し考えを示しており、政府といたしましても、これまでと変わらない方針のもと、平和条約の締結に向けた取り組みや交渉を進めていくものと承知いたします。

私といたしましては、今後とも、領土問題の解決に向けた外交交渉を支えるため、本道のみな

らず、全国の世論を一層喚起する啓発活動に取り組むとともに、根室管内の市町を初めとする関係者の方々と連携して、国に対する要請活動を行うなど、北方領土問題の早期解決に向けて、粘り強く取り組んでまいります。

次に、原子力発電所についてであります。原発の安全確保については、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で行われているものであります。

私といたしましては、新規制基準に基づき、施設設備等のハード面と、運営体制等のソフト面を一体とした厳正な審査が行われるとともに、事業者においても、常に規制以上の安全レベルの達成に向けて、不断に取り組むべきものと考えます。

次に、火力発電所についてであります。このたびの地震に伴い、最も早い段階でトラブルが生じたとされる苫東厚真火力発電所については、技術的、専門的な見地から、その原因の徹底的な究明を行った上で、万全な対策が実施されなければならないと考えるものであります。

次に、エネルギーの地産地消についてであります。太陽光や風力、水力などの新エネルギーは、身近な地域で自立的に確保できるエネルギー源であり、道では、今後さらに、本道のポテンシャルを生かして、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう、地域や企業の皆様と連携したエネルギーの地産地消の取り組みを加速してまいります。

次に、電力供給についてであります。暮らしと経済の基盤である電力については、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合が重要であり、北電においても、こうした考え方のもと、電力の供給に万全を期していく必要があると認識いたします。

次に、電力の安定供給についてであります。地域の暮らしと産業の発展に向け、特に、積雪寒冷な本道においては、安価で安定的な電力の供給に万全を期することが重要であります。

このたびの地震では、現に、国内で初となる大規模な停電が発生したところであり、道といたしましては、こうした事態を再び生じさせないよう、エネルギー政策に責任を持つ国と電力事業者である北電に対し、原因の分析と再発防止策の検討を踏まえて電力の安定供給に万全を期すよう求めているところであります。

次に、生活に困窮している方々への対応についてであります。道では、これまで、市町村と事業者の具体的な連携方策を盛り込んだ関係機関連携マニュアルを作成、配付するなどして、関係者間の情報共有の促進を図ってきたところであります。

道といたしましては、こうした地域における情報共有の取り組みが全道の市町村に広がるよう、引き続き、地域での見守り活動連携会議において働きかけ、市町村や福祉関係者、事業者等がより一層連携して、生活に困窮している方々が必要としている支援につなげるよう取り組んでまいります。

次に、大学等進学率の目標値の設定についてであります。道では、子どもたちが、家庭の経済的な事情にかかわらず、みずから進路を選択できることが重要と考えておりますことから、生活保護世帯や児童養護施設の子どものための大学等への進学率などを現計画に指標として設定し、各般の施策に取り組んでいるところであります。

道といたしましては、今後とも、就学資金による大学等への進学機会の提供や、就職支度費を活用した就職支援を行うなど、大学進学を初め、進路について、子どもたち一人一人の希望が実現できるよう取り組んでまいります。

次に、生活保護世帯の子どもの進学についてであります。生活保護世帯の子どもの大学等へ進学することは、貧困の連鎖を断ち切り、自立を助長するために有効であると考え、進学を希望する子どもに対しては、担当のケースワーカーが、生活相談や、各種奨学金、生活福祉資金などの活用について助言するなどの支援により、大学等への進学機会の確保に努めているところであります。

世帯分離の取り扱いについては、国の社会保障審議会で検討しているところであり、その時々々の経済情勢や社会通念などの変化を踏まえ、一般世帯の子どもの状況なども考慮して検討されるべき課題であると認識をいたします。

次に、文書の管理についてであります。会議記録を作成することは、意思決定に至る過程などを合理的に跡づけし、または検証するために重要なことと認識をするものであり、これまで、通知や研修により繰り返し周知してきたところでありますが、通知等の趣旨が徹底されていなかったことは、私としても大変重く受けとめており、しっかり対応していかなければならないと考えるものであります。

次に、JR北海道問題に関する国との協議についてであります。道では、国が示した、JR北海道に対する支援の考え方に関して、市長会や町村会とともに、負担水準や支援規模、さらには、それに伴う地方財政措置などについて課題を指摘してきており、先般の関係者会議において、鉄道局長からは、地域と公共交通のあり方について国の考え方を再度整理するとの発言があったところであります。

道といたしましては、地域としての支援について、道民の皆様方の御理解をいただくためにも、今後、関係者会議などを通じて、地方負担に関する法的根拠や、広域分散型の本道における鉄道網の役割を踏まえた支援の考え方などについて、地域と一丸となって、国に説明を求めてまいります。

次に、北海道新幹線の工事に伴う発生土についてであります。建設主体の鉄道・運輸機構においては、発生土の受け入れ地の確保に当たり、周辺住民の方々などの御理解を得るため、発生土の内容や、運搬する期間、時間帯などの事前説明に努めてきているところであります。

道といたしましては、関係者の理解を得ることができるよう、引き続き、鉄道・運輸機構に対し、より丁寧な説明を求めるとともに、連絡調整会議などを活用しながら、関係自治体と緊密に連携し、受け入れ地の確保に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、IRに係る有識者懇談会についてであります。この懇談会は、道としてIR誘致の判断を行うに当たり、観光や地域振興、依存症対策などについて、専門的な見地から御意見を伺うため、それぞれの分野で高い見識や実務経験を有するの方々を選任いたしましたところであります。

これまでの会合においても、IRに関し、プラス、マイナスの両面から、さまざまな御意見を

いただいているところであり、構成員の追加等については考えておりません。

いずれにいたしましても、道といたしましては、この懇談会を初め、さまざまな機会を通じ、幅広い方々から御意見を伺いながら、IRについての検討を進めてまいります。

最後に、IRの誘致についてであります。道においては、これまでも、さまざまな立場の方々からIRに関する御要請をいただいております。それぞれのお考えについて、しっかりと伺いをし、重く受けとめているところであります。

道といたしましては、今後とも、道議会での御議論はもとより、各界各層の方々の幅広い御意見をお聞きしながら、IRに関する基本的な考え方を取りまとめ、道民の皆様方にも丁寧に説明していきたいと考えるものであり、こうした中で、国の制度設計の動向も見きわめながら、誘致について適切に対応してまいります。考えであります。

以上であります。

○議長大谷亨君 宮川潤君。

○30番宮川潤君（登壇・拍手）（発言する者あり）再質問に対して、知事から答弁をいただきましたが、指摘と再々質問をいたします。

まず、北方領土問題等についてです。

前提条件抜きの平和条約締結は、領土問題の先送りにほかなりません。後であれこれ弁明を繰り返しても、目の前で行われた発言に沈黙していたのでは、諸外国からの指摘を受けるまでもなく、外交的失敗は明らかだったと指摘します。

次に、災害時における電力供給体制の問題に関し、まず、泊原発の外部電源喪失の問題についてです。

苫東厚真発電所での事故で、ブラックアウトを想定していなかった電力会社が、泊原発のリスクを想定できるとは到底思えません。

道民は、北電の保安面について信頼できないと考えていると言わざるを得ません。そういう中で、泊原発の再稼働はあり得ないということを指摘いたします。

また、苫東厚真発電所の地震の想定が震度5であり、低過ぎたことは明らかではないかと質問しましたが、答弁は、原因の究明を行った上で、対策を実施すると言うだけで、もともと震度5の想定しかしていなかった問題についての見解が述べられませんでした。

改めて伺いますが、震度5までの想定であったことを知事は知っていたのですか。

もともと知っていたとするなら、震度5の想定でよいと考えていたのですか。あるいは、強化せよと要請していたのですか、伺います。

今回の停電があるまで知らなかったということであるなら、道内の電力の半分を供給していた発電所のリスク、地震の際の対応力、安定供給能力を把握していなかったということであり、道民生活と道内産業を守る上で重大な問題だと考えます。

知事、震度5までということを知っていたのか知らなかったのか、強化が必要と要請していたのかいないのか、はっきりとお答えください。

また、北電では、泊原発と、安い海外炭を使用している厚真発電所に依存するなど、利益追求が第一となっており、安定供給が後景に迫りやられている問題を取り上げました。

私は、電力供給のためには、中・小型発電所の全道へのバランスよい配置が必要だと考えますが、現在の主要な発電所の配置は、北海道の一部に集中しています。

知事は、安定供給を電力事業者の重要な考え方の一つとして挙げました。また、道民の暮らしや産業活動に重大な影響を与えており、電力事業者としての北電の責任は重いとも言いました。

さらに、再質問への答弁で、安全性、安定供給等が重要であり、北電においても、こうした考え方のもと、電力供給に万全を期していく必要があると、北電の責任について答弁をいたしました。

私は、北電が、今後、安定供給に責任を負うことは当然のこととしても、今回の地震で道民生活と道内産業に与えた被害に対して賠償責任を負うべきだと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、貧困対策等に関し、まず、生活保護利用世帯の子ども及び児童養護施設退所者の大学等進学についてです。

これらの方々の大学等進学率が35%から36%台であり、全体の進学率の73%との格差は非常に大きく、次回の子どもの貧困対策推進計画の策定に当たり、数値目標を設定して取り組むことが必要であることを指摘します。

次に、生活保護世帯から大学等への進学に当たり世帯分離をする問題についてです。

再質問への知事の答弁は、経済情勢や社会通念の変化を踏まえて検討されるべきとのことでした。

生活保護法が制定されたのは1950年です。経済情勢や社会通念が大きく変わっていることは明白です。

教育の機会均等、大学生等の生存権を保障するために、生活保護の実施主体である知事から、世帯分離はやめるべきであると、国に対してはっきりと意見を述べるべきであることを強く指摘いたします。

次に、公文書管理の実態についてです。

知事からは、公文書管理について、過程などを合理的に跡づけし、または検証するために重要との答弁がありましたが、公文書管理は過程の検証のみにとどまりません。公文書の厳正な管理なくして、行政は機能しないからこそ、民主主義の根幹だと考えます。

同じ轍を二度と踏まないよう、これまでと同様の取り組みに終始することなく、抜本的な対策を直ちに行うことを強く求めます。

次に、北海道新幹線のトンネル工事の残土対策についてです。

新幹線のトンネル工事の発生残土や、有害重金属を含む汚染土の処理については、受け入れ地が確保されないまま工事を進めることは断じて認められません。この点は重ねて強く申し上げます。

最後に、カジノの道内誘致についてであります。

知事から、要請について重く受けとめているとの答弁がありました。非常に重い答弁と受けとめております。

道民の多くが反対であることは世論調査で明確に示されており、1万1330人もの反対署名が苫小牧市に提出されています。

カジノ誘致の判断に当たっては、決して、スケジュールありき、結論ありきで決めることがないように、多くの道民が反対しているカジノ誘致は、きっぱりと断念すべきであると強く指摘いたします。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君 答弁準備のため、若干時間をいただきたいと存じます。

○議長大谷亨君 ただいま知事から、答弁準備に若干時間をいただきたい旨の発言がありましたので、このまま暫時休憩いたします。

午後4時23分休憩



午後4時28分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）宮川議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、苫東厚真発電所についてであります。火力発電所の建屋等については、建設時に、特定行政庁等による建築確認を受けるほか、火力発電所のボイラーやタービンといった主な発電設備については、日本電気協会が制定した耐震設計規程などにに基づき設計され、また、発電所の建設については、国に工事計画書を届け出た上で着工するものとされているところであります。

道では、発電設備に係る技術的、専門的な事項に関する情報提供は受けておらないところであり、苫東厚真発電所については、国などによる原因の徹底的な究明が行われた上で、必要な対策が実施されなければならないと考えるものであります。

電力は、暮らしと経済の基盤であり、安定供給に責任を持つ北電と、エネルギー政策に責任を有する国に対し、引き続き、供給体制の万全化を求めてまいりたいと考えております。

次に、地震に伴う大規模停電についてであります。被害に対する賠償については、申し上げる立場にはありませんが、北電においては、こうした事態を再び生じさせないように、原因の分析と再発防止策の検討を踏まえて、万全の対策に取り組んでいく必要があると考えるものであります。

以上であります。

○議長大谷亨君 宮川潤君の質問は終了いたしました。

1. 休会の決定

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

議案等調査のため、9月25日は本会議を休会することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

9月26日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時31分散会